

# メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス！

医師・保健師・看護師などの  
経験豊かなスタッフによる **24時間365日年中無休の電話健康相談サービス**

**ご利用いただける方** 対象保険商品\*1の被保険者と  
その配偶者および同居のご家族

ベスト  
ホスピタル  
ネットワーク  
サービス

各専門分野を代表する名医による  
**セカンドオピニオン**\*2サービス **面談** **電話**

面談の結果、**必要に応じて、優秀専門臨床医**を紹介します。  
(無料で紹介状を作成)  
\*電話でのセカンドオピニオンサービスでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。  
\*診療の優先付けや治療に対しての便宜を図るものではありません。

**受診手配・紹介サービス**

対応できない治療法や手術方法が必要との  
主治医の判断があるなど、一定の条件が満たさ  
れる場合、**各専門分野の医師**が在籍している医療  
機関での**受診を手配・紹介**します。  
\*治療に便宜や特別な枠を設けるものではありません。

**ご利用いただける方** 対象保険商品\*1の被保険者

\*1 対象保険商品 | 医療終身保険(無解約返戻金型)、医療終身保険(無解約返戻金型) 健康還付給付特則 適用、医療定期保険(無解約返戻金型)、限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)、特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)、薬剤治療保険(無解約返戻金型)、一時払がん医療終身保険、入院保険、長期入院保険  
\*2 セカンドオピニオン | 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。

\*募集代理店によって取り扱っている商品が異なります。  
\*上記サービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。  
\*このサービスは2019年3月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。  
\*このサービスは各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問合せください。

## 生命保険料控除 について

■生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。  
■この商品については、お払込みになる保険料のうち、終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)に対する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。それ以外の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。  
\*2019年3月現在の税制に基づき記載しております。今後変更される可能性があります。

## 募集代理店からのお知らせ <生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって>

■保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。

■この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を、必ずご覧ください。

[募集代理店]

**SMBC**  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]

**メディケア生命保険株式会社**  
住友生命グループ  
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12  
<メディケア生命コールセンター>  
**0120-877809**  
メディケア生命    
http://www.medicarelife.com/   
M31B0A1E19-V1-0009000

メディケア生命

医療保険

2019年5月改訂

# 「病気・ケガ」「がん」などを **充実保障でトータルサポート**

医療終身保険(無解約返戻金型)  
**充実メディフィット**

**医療保障**

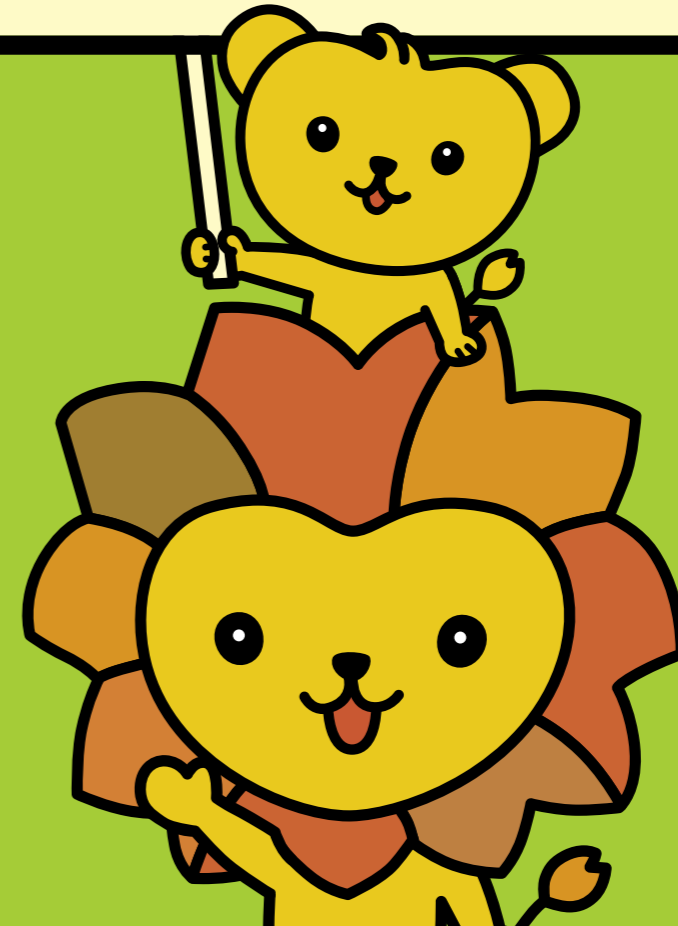
病気・ケガによる  
入院や手術、退院後の  
通院までしっかり保障

**がん保障**

長引く入院から抗がん  
剤(腫瘍用薬)治療など  
をしっかり保障

**充実の特約**

3大疾病や7大生活  
習慣病などに対する  
選べる特約も充実



## 契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

[募集代理店]

**SMBC**  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]

**メディケア生命**  
住友生命グループ

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

# 「病気・ケガ」への備えは万全ですか？

## 「病気・ケガ」の治療に備えるポイント

【記載の前提】

入院前に検査を実施

その後、入院・手術

退院後、通院

⚠ 記載の内容は必ずしも全ての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

入院前

検査など



- 入院前に実施する**検査にかかる費用**や、病院までの**交通費**などが発生するケースがあります。
- その他、入院中は**日用品代**や**テレビ視聴費用**などの諸費用が発生するケースがあります。



診療・問診

<検査の例>



血液検査



CT検査

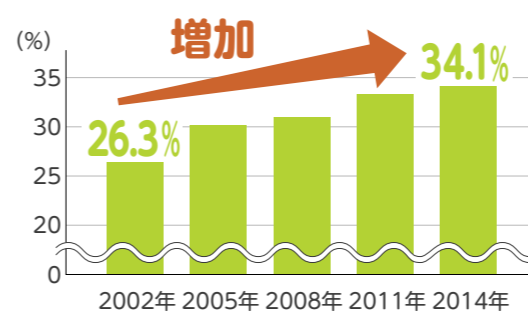
入院中

入院



- 医療技術の進歩等により入院日数は**短期化し、5日以内の入院**の割合が増えています。
- 一方、脳血管疾患や高血圧性疾患、大きなケガで**30日(1か月)以上**入院するケースもあります。

<入院日数5日以内の割合>  
(入院した日を入院1日目として計算)



厚生労働省「平成14年・17年・20年・23年・26年患者調査」より

<30日(1か月)以上入院した病気・ケガの平均在院日数>



- 脳血管疾患** → **89.5日**
- 高血圧性疾患** → **60.5日**
- 大腿骨の骨折** → **56.5日**

厚生労働省「平成26年患者調査」より

手術



- 日帰り入院での手術や入院を伴わない外来手術などさまざまな手術があります。
- 開頭術・開胸術・開腹術等の身体に大きく**負担のかかる手術**はその他の手術に比べて費用が高額になり、手術後の**入院も長期化**する傾向があります。

<外来手術の例>

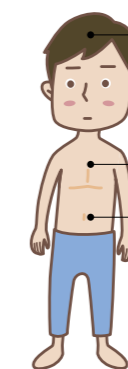


ものもらいによる手術  
(麦粒腫切開術)



子宮頸管ポリープ切除術

<開頭・開胸・開腹術後の平均在院日数>



- 開頭術** ..... **45.4日**
- 開胸術** ..... **21.0日**
- 開腹術** ..... **14.4日**

(ご参考:手術後の平均在院日数(総数)・・・13.0日)

厚生労働省「平成26年患者調査」より

退院後

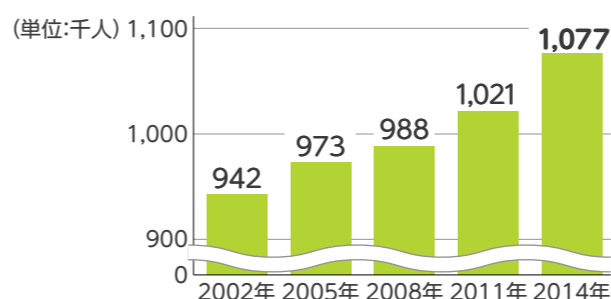
通院



- 退院後に通院する患者数は年々増加しており、**約4人に3人**が退院後に通院しています。

(厚生労働省「平成14年・17年・20年・23年・26年患者調査」よりメディアケア生命算出)

<退院後に通院した患者数の推移>



厚生労働省「平成14年・17年・20年・23年・26年患者調査」よりメディアケア生命算出

## 病気・ケガへの備え

医療保険でこれらの費用に備えると安心ですね。

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

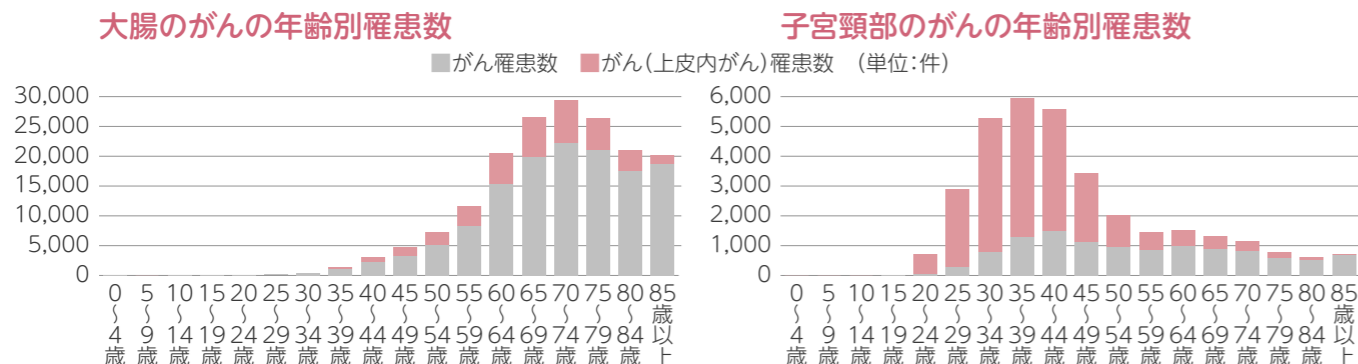
注意喚起情報

# 「がん」への備えは万全ですか？

## がんの現状

●まだまだ自分には関係ないと思っていませんか？

大腸のがんは40代から、子宮頸部のがんは20代から罹患数<sup>※1</sup>が多くなっています。



※1 新たにがんと診断された数 「国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」罹患データ「地域がん登録全国推計によるがん罹患データ(1975年~2014年)」より2014年の罹患数をメディケア生命算出

## 上皮内がんについて

●がんと診断された方のうち、早期のがんである「上皮内がん」で発見される方の割合は少なくありません。

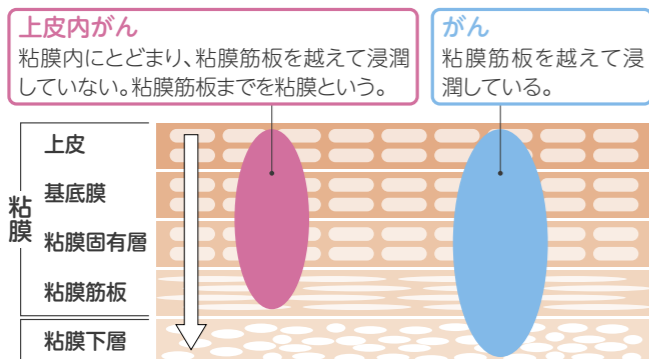
がんと診断確定された請求のうち、病名ごとの**上皮内がん**の件数占率は以下のとおりです。



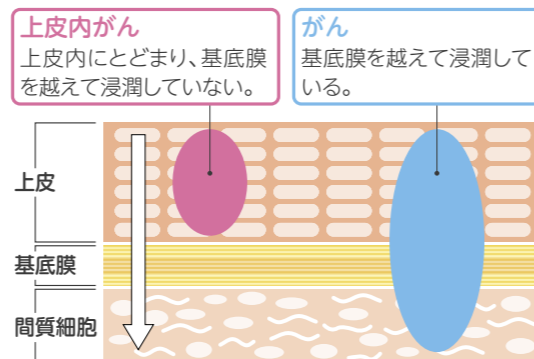
メディケア生命「2017年度の支払実績」より

**上皮内がん**とは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっておき、それ以上浸潤していない初期のがんのことをいいます。

大腸(結腸・直腸)の場合



子宮頸部の場合



## がんの治療

●がん治療は**多様化**しており、手術や放射線療法・化学療法などの**三大治療**の他、**骨髄移植術**や**先進医療**などがあります。

がん患者のうち治療を受けている割合	がんの三大治療			骨髄移植術	先進医療など
	手術	放射線療法	化学療法		
89% <sup>※3</sup>	26% <sup>※3</sup>	47% <sup>※3</sup> (抗がん剤治療)			
治療方法	外科(手術) 内視鏡的治療法	放射線治療	抗がん剤治療 腫瘍用薬 ホルモン剤 生物学的製剤	骨髄移植術	

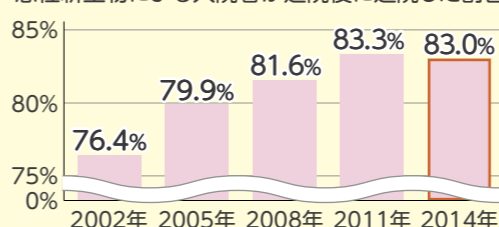
公的医療保険制度**対象**<sup>※2</sup>となる治療 (三大治療)

公的医療保険制度**対象外**となる治療 (骨髄移植術、先進医療など)

## 通院による抗がん剤治療

●がん患者の**約5人に4人**が退院後に**通院**。多くの方が治療のために通院しており、**通院での抗がん剤治療**は増加傾向にあります。

悪性新生物による入院者が退院後に通院した割合の推移



厚生労働省「平成14年・17年・20年・23年・26年患者調査」よりメディケア生命算出

外来での抗がん剤治療実施件数



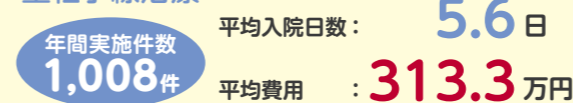
厚生労働省「平成18年・29年社会医療診療行為別統計」より

## 先進医療によるがん治療

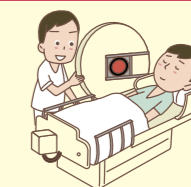
●がん治療での活用が多い**先進医療**が**重粒子線治療**です。  
●痛みや熱を感じない・周囲の正常組織をほとんど傷つけない・高齢者も受けられるなどの**メリット**があります。

⚠記載の技術は2019年2月1日時点のものであり、今後、厚生労働大臣の定める**先進医療**に該当しなくなる可能性があります。

**重粒子線治療**



放射線の一種である「重粒子線」を体外から照射する治療方法で、がん細胞を狙い撃ちで照射できる治療です。  
(適応症例:消化管腫瘍)



\*先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。  
\*記載の治療法は2019年2月1日時点において当社が把握している情報に基づき記載したものです。個々の症状によって治療法や効果が異なります。  
【先進医療技術・適応症例】2019年2月1日現在の厚生労働省ホームページから一部引用(メディケア生命調べ)  
【年間実施件数・平均入院日数・平均費用】厚生労働省「平成30年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」より引用

## 乳がん患者の方の治療例(30代女性)

メディケア生命支払実績より

- ①乳がんと診断確定され、乳がん細胞の増殖を抑えるために**抗がん剤(腫瘍用薬)**を経口投与。
- ②その後、乳房切除術を受けるために**9日間入院**。
- ③再発防止のために、**抗がん剤(腫瘍用薬)**を**50か月以上**にわたり経口投与。



## がんへの備え

**上皮内がんや、多様化するがん治療への備えが大切です。**

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

# 充実メディフィット®の特徴

## 「病気・ケガ」への充実した保障

入院の保障

特徴  
1

入院前、入院中などにかかる諸費用にも活用できる**一時金**を入院時にお支払いします。

入院一時給付特約

●入院されたとき、**最高10万円**の一時金を保障。

⚠入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされる場合は、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。

特徴  
2

**日帰り入院**※<sup>1</sup>や**長引く入院**などを保障します。

主契約

1回の入院のお支払限度は**60日目**・**120日目**から選択できます。

<3大疾病入院無制限給付特約を選択された場合>

- 7大生活習慣病**※<sup>2</sup>による入院は、1回の入院のお支払限度を**60日延長**。
- 3大疾病**※<sup>3</sup>による入院は**支払日数無制限**。

手術等の保障

特徴  
3

公的医療保険制度対象の**手術**を保障します。

主契約

<手術Ⅱ型を選択された場合>

●基本給付金額×**5倍・10倍・20倍・40倍**を保障。

⚠「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術が7種類あります。

●放射線治療や骨髄移植術については基本給付金額×**10倍**を保障。

⚠放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回とします。  
・ドナー(骨髄提供者)は骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

通院の保障

特徴  
4

退院後の**通院**を保障します。

通院治療特約

●退院後180日以内の通院を**30日分を限度**にお支払い。

●通院日数にかかわらず、**一時金5,000円**をお支払い。

※1 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。  
※2 がん(上皮内がんを含む)・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患を指します。  
※3 がん(上皮内がんを含む)・急性心筋梗塞・脳卒中を指します。

## さらに、安心の「がん」保障

上皮内がんも含めた全てのがんを保障します

特徴  
1

初めてがんと診断確定されたとき、**一時金**をお支払いします。

がん診断特約

3大疾病保障特約

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは一時金のお支払いはできません。がん診断特約はこの場合、無効となります。  
・がん診断給付金のお支払限度は2年に1回とします。  
・3大疾病保険金は1回のみお支払いします。この場合、特約は消滅します。

特徴  
2

初めてがんと診断確定されたとき、**以後の保険料のお払込みを免除**します。

3大疾病保険料払込免除特約

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いにはできません。

特徴  
3

がんによる入院は**支払日数無制限**で保障します※<sup>4</sup>。

主契約

<手術Ⅱ型を選択された場合>  
がんで入院中の手術は

基本給付金額×**20倍・40倍**をお支払いします。

特徴  
4

**抗がん剤(腫瘍用薬)**による治療を

抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約

受けられた**月ごとに**、給付金をお支払いします。

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは腫瘍用薬治療給付金のお支払いはできません。  
・ホルモン剤および生物学的製剤は腫瘍用薬治療給付金のお支払い対象となりません。

特徴  
5

がんを原因とした通院の場合、

通院治療特約

**退院後5年間**の通院を**支払日数無制限**で保障します。

## 「先進医療」に対する保障

特徴  
1

病気・ケガやがんに対する**先進医療による療養を一生涯**保障します。

先進医療特約(11)

●先進医療による療養を受けられたときに**技術料相当額(自己負担額)**を保障。

●また、治療を実施する施設までの**交通費や宿泊等の諸費用**などに活用できる**一時給付金5万円**も合わせてお支払い。

●保障は**一生涯継続(更新がなく保険料も加入時のまま)**。

⚠療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

通算  
**2,000万円**  
限度

※4 3大疾病入院無制限給付特約または7大生活習慣病入院無制限給付特約を選択された場合。

この他にも充実の特約をご用意しております。詳細は11~16ページをご確認ください。  
その他の留意事項については41~53ページ「契約概要」の5[6]9に記載しておりますので、必ずご確認ください。

備えるポイント

商品の特約

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

# 保障内容の概要

がんは上皮内がんも含めた 全てのがんを保障します

主契約

+

選べる特約

		入院給付日額 10,000円の場合	入院給付日額 5,000円の場合	
医療終身保険 (無解約返戻金型) 主契約	入院	1日につき <b>10,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>	9 ~ 10 ページ
	手術	手術II型の場合 1回につき (入院中) <b>10・20・40万円</b> (外来) <b>5万円</b>	手術II型の場合 1回につき (入院中) <b>5・10・20万円</b> (外来) <b>2.5万円</b>	
	放射線治療 骨髄移植術	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>5万円</b>	
先進医療特約(11)	先進医療による療養を <b>一生涯保障</b> 。	先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額)) +先進医療一時給付金 <b>5万円</b> (通算2,000万円限度)		11 ページ
入院一時給付特約	日帰り入院から <b>一時金</b> をお支払い。	入院一時給付金額10万円の場合 1入院につき <b>10万円</b>	入院一時給付金額5万円の場合 1入院につき <b>5万円</b>	
通院治療特約	退院後の <b>通院</b> を保障。	通院治療給付日額10,000円の場合 通院治療給付金 1日につき <b>10,000円</b>	通院治療給付日額5,000円の場合 通院治療給付金 1日につき <b>5,000円</b>	
7大生活習慣病 入院特約	7大生活習慣病による入院を手厚く保障。	7大生活習慣病入院給付日額10,000円の場合 1日につき <b>10,000円</b>	7大生活習慣病入院給付日額5,000円の場合 1日につき <b>5,000円</b>	12 ページ
女性医療特約(18)	女性疾病(女性特定疾病含む)による入院を手厚く保障。 さらに、 <b>乳房切除術・子宮摘出術・卵巣摘出術・ 乳房再建術</b> を保障。	女性疾病入院給付日額10,000円の場合 1日につき <b>10,000円</b> 乳房切除術 1回につき <b>30万円</b> 子宮摘出術 1回につき <b>100万円</b> 卵巣摘出術 乳房再建術	女性疾病入院給付日額5,000円の場合 1日につき <b>5,000円</b> 乳房切除術 1回につき <b>15万円</b> 子宮摘出術 1回につき <b>50万円</b> 卵巣摘出術 乳房再建術	13 ページ
女性疾病入院特約	女性特定疾病による入院を手厚く保障。	女性疾病入院給付日額10,000円の場合 1日につき <b>10,000円</b>	女性疾病入院給付日額5,000円の場合 1日につき <b>5,000円</b>	14 ページ
抗がん剤(腫瘍用薬) 治療特約	抗がん剤(腫瘍用薬)による治療を <b>一生涯保障</b> 。	腫瘍用薬治療給付金額10万円の場合 1か月につき <b>10万円</b>	腫瘍用薬治療給付金額5万円の場合 1か月につき <b>5万円</b>	
がん診断特約	初めてがんと診断確定されたときなどに、 <b>一時金</b> をお支払い。	がん診断給付金額100万円の場合 1回につき <b>100万円</b>	がん診断給付金額50万円の場合 1回につき <b>50万円</b>	
3大疾病保障特約	3大疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、 <b>保険金</b> をお支払い。	3大疾病保険金額100万円の場合 保険金 <b>100万円</b>	3大疾病保険金額50万円の場合 保険金 <b>50万円</b>	15 ページ
3大疾病保険料 払込免除特約	3大疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、 <b>以後の保険料のお払込みは必要ありません</b> 。	責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。		
終身保険特約 (低解約返戻金型) <sup>※2</sup>	死亡されたときまたは <b>所定の高度障害状態</b> になられたときに、 <b>保険金</b> をお支払い。	保険金額100万円の場合 保険金 <b>100万円</b>	保険金額50万円の場合 保険金 <b>50万円</b>	
介護保障付終身保険特約 (低解約返戻金型) <sup>※2</sup>	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたときまたは <b>死亡</b> された ときまたは <b>所定の高度障害状態</b> になられたときに、 <b>保険金</b> をお支払い。	保険金額100万円の場合 保険金 <b>100万円</b>	保険金額50万円の場合 保険金 <b>50万円</b>	16 ページ

詳細  
ページ

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

その他の留意事項については41~53ページ「契約概要」の5[6]9に記載しておりますので、必ずご確認ください。

# 「病気・ケガ」による入院・手術などを充実 保障

## 医療 終身保険 (無解約 返戻金型)

契約年齢 0~85歳

### 主契約

上皮内がんも 同額保障

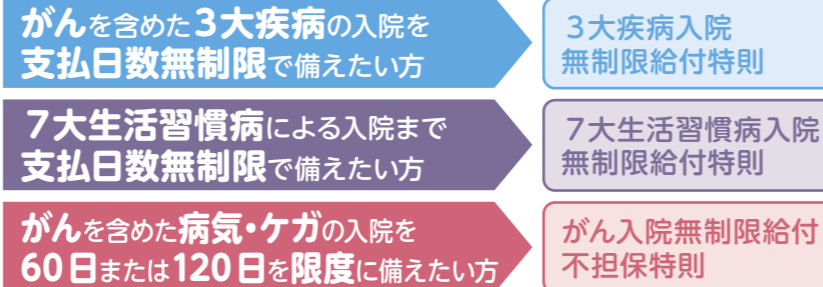
## 入院

入院給付日額10,000円の場合

- **日帰り入院**※から入院1日につき**10,000円**をお支払いします。
- 次の①②について**ご選択**ください。

① 給付限度の型 **60日型** **120日型**

② 疾病入院給付金の特則



3大疾病とは

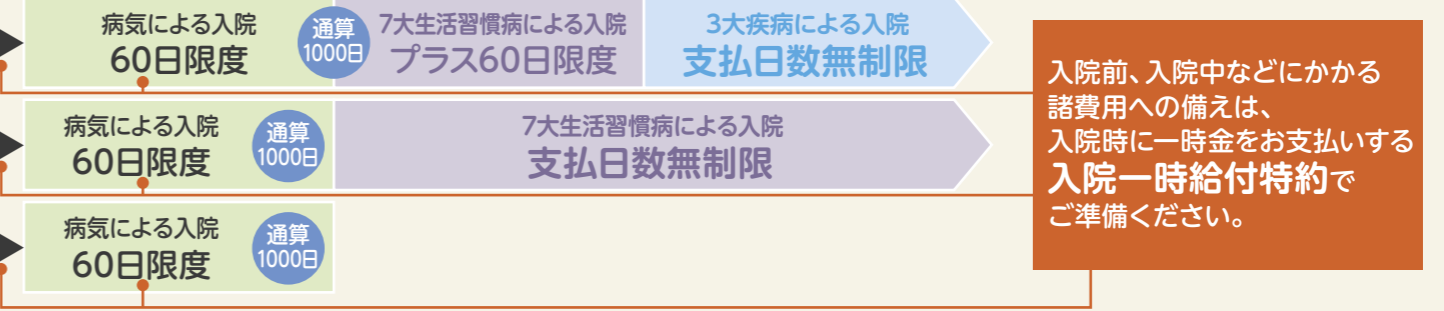
がん (上皮内がんを含む) 急性心筋梗塞 脳卒中

7大生活習慣病とは

がん (上皮内がんを含む) 心疾患 (急性心筋梗塞を含む) 脳血管疾患 (脳卒中を含む) 糖尿病 高血圧性疾患 腎疾患 肝疾患

【疾病入院給付金の特則ごとの1回の入院のお支払限度(60日型の場合)】

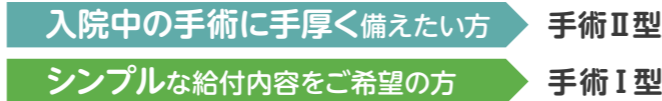
(ケガによる入院の場合:特則にかかわらず、1回の入院のお支払限度は60日、通算限度は1000日。)



入院前、入院中などにかかる諸費用への備えは、入院時に一時金をお支払いする**入院一時給付特約**でご準備ください。

## 手術

- 公的医療保険制度対象の手術を保障します。
- **腹腔鏡手術**や**胸腔鏡手術**を「**開腹術**」「**開胸術**」に含みます。
- 手術給付金の型を**ご選択**ください。

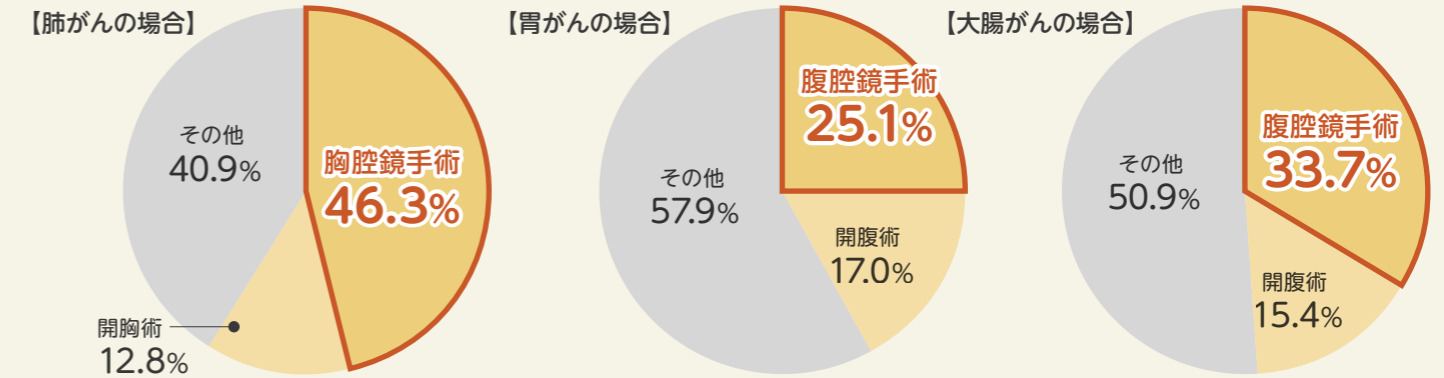


基本給付金額10,000円の場合

【手術給付金の型ごとの給付金額】

	手術II型	手術I型	
入院中	3大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中) で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術 例: 胃がんによる腹腔鏡手術	<b>40万円</b> 基本給付金額×40倍
	上記以外の病気・ケガで入院中の手術	上記以外 例: 皮膚がんによるがん細胞切除術	<b>20万円</b> 基本給付金額×20倍
		開頭術・開胸術・開腹術 例: 虫垂炎による腹腔鏡手術	<b>20万円</b> 基本給付金額×20倍
	上記以外 例: 白内障による手術	<b>10万円</b> 基本給付金額×10倍	
外来	病気・ケガで手術	例: 子宮頸管ポリープによる手術	<b>5万円</b> 基本給付金額×5倍

＜がん部位別の胸腔鏡・腹腔鏡手術の実施割合＞ メディケア生命「2015・2016・2017年度の支払実績」より



### 腹腔鏡手術とは?

腹部に3～15ミリ程度の穴を数か所開けて、そこから腹腔鏡や専用の手術器具を挿入し、モニターに映し出される腹腔内の様子を観察しながら行う手術です。他の開腹術と比べて、身体への負担が少なく回復も早い手術です。



⚠ 「傷の処理(創傷処理、デブリードマン)」「切開術(皮膚、鼓膜)」「抜歯手術」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「異物除去(外耳、鼻腔内)」「鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)」「魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)」は手術給付金のお支払いの対象となりません。

⚠ 放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回とします。

⚠ ドナー(骨髄提供者)は骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

## 放射線治療

基本給付金額10,000円の場合

- 病気・ケガによる放射線治療を受けられた場合、1回につき**10万円**(基本給付金額×10倍)をお支払いします。
- 総線量(グレイ数)による給付の制限はありません。

## 骨髄移植術

基本給付金額10,000円の場合

- 病気による骨髄移植術を受けられた場合、1回につき**10万円**(基本給付金額×10倍)をお支払いします。

\*基本給付金額は主契約の入院給付日額と同額です。

※ 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

その他の留意事項については41~53ページ「契約概要」の5⑥9に記載しておりますので、必ずご確認ください。

備えるポイント

商品の特長

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

# 入院に関する諸費用や先進医療に備えることができます

## 先進医療特約(11)

契約年齢  
0～85歳

- 先進医療による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの**交通費**や**宿泊等の諸費用**などに活用できる**先進医療一時給付金5万円**をお支払いします。
- 保障は一生継続(更新がなく保険料も加入時のまま)します。



⚠療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

## 入院一時給付特約

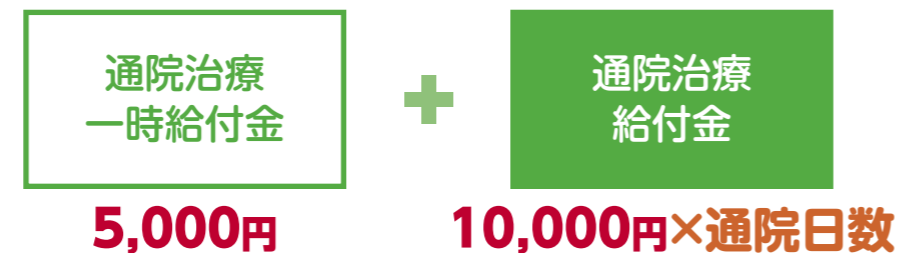
契約年齢  
0～75歳

入院一時給付金額10万円の場合

- 入院されたとき、**10万円**の入院一時給付金(一時金)をお支払いします。
  - 日帰り入院**でも対象です。
- ⚠入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。

通院治療給付日額10,000円の場合

- 退院後180日以内の通院を**支払日数30日を限度**に保障します。(通算限度は1000日)
- がん**を原因とした通院の場合は、**退院後5年間の通院を支払日数無制限**で保障します。
- さらに、通院日数にかかわらず、通院治療給付金の支払われる通院を開始されたとき、1回の通院対象期間につき**一時金5,000円**をお支払いします。



たとえば  
こんな費用に  
診断書費用は  
平均で**4,841円**  
\*[2012年 医療文書作成業務・文書料金実態調査]表2  
保険会社関係の診断書料金(全国平均)/産労総合研究所

\*診断書を提出することなく、通院事実を証明する領収証等のみによる給付金請求(簡易請求)を可能とする場合があります。

# 特定の疾病による入院保障を手厚くできます

## 7大生活習慣病入院特約

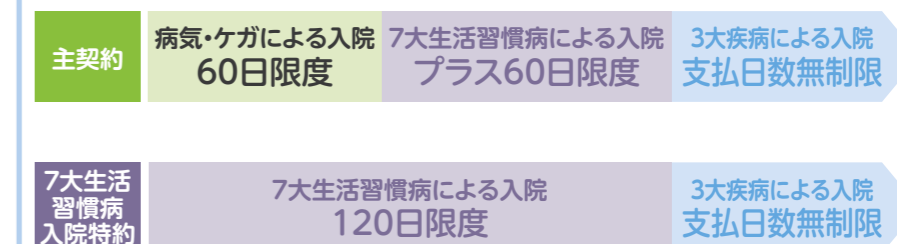
契約年齢  
15～75歳

上皮内がんも  
同額保障

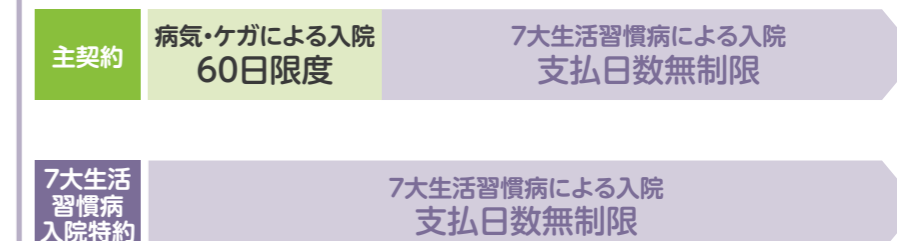
7大生活習慣病入院給付日額10,000円の場合

- 7大生活習慣病による入院をされたときに、1日につき**10,000円**を**上乗せ**してお支払いします。
- 【支払限度日数について(60日型の場合)】

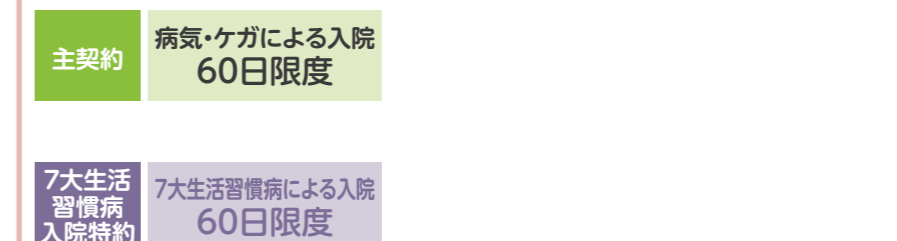
主契約で**3大疾病入院無制限給付特則**を選択された場合



主契約で**7大生活習慣病入院無制限給付特則**を選択された場合



主契約で**がん入院無制限給付不担保特則**を選択された場合



# 女性特有の疾病による入院・手術を手厚く保障できます

以下の2つの特約からご選択いただけます。

## 女性医療特約(18)

契約年齢  
15～75歳

上皮内がんも  
同額保障

下記の女性疾病  
入院特約から  
保障範囲を拡大

・手術保障追加  
・入院保障の  
対象疾病拡大

女性疾病入院給付日額10,000円の場合

- 女性疾病(女性特定疾病含む)による入院をされたときに、1日につき**10,000円**を**上乘せ**してお支払いします。
- 下記の手術を受けられたとき**給付金**をお支払いします。

		お支払理由	給付金額
女性特定手術給付金	①	[乳房切除術] 診断確定されたがんにより 乳房切除術を受けられたとき	<b>30万円</b> (女性疾病入院給付日額 ×30倍)  一部を摘出する手術も お支払いの対象。
	②	[子宮摘出術] 傷害または疾病により 子宮摘出術を受けられたとき	
	③	[卵巣摘出術] 傷害または疾病により 卵巣摘出術を受けられたとき	
乳房再建術給付金	④	[乳房再建術] ①の乳房切除術を受けた乳房に対する 乳房再建術を受けられたとき	<b>100万円</b> (女性疾病入院給付日額 ×100倍)

- ⚠ 同一の契約において、女性医療特約(18)と女性疾病入院特約を重複して付加することはできません。
- ⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんによる乳房切除術はお支払いできません。
- ⚠ 検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術などはお支払いの対象となりません。
- ⚠ 乳房再建術給付金のお支払限度は1乳房につき1回です。

## 女性疾病入院特約

契約年齢  
15～75歳

上皮内がんも  
同額保障

女性疾病入院給付日額10,000円の場合

- 女性特定疾病による入院をされたときに、1日につき**10,000円**を**上乘せ**してお支払いします。

- ⚠ 同一の契約において、女性医療特約(18)と女性疾病入院特約を重複して付加することはできません。

【女性疾病入院給付金の対象となる疾病例】

	女性医療特約(18)の 女性疾病	女性疾病入院特約の 女性特定疾病
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血、低 血圧症、リウマチ、 膀胱炎、胆石症、メ ニエール病、骨粗 しょう症 など	—
女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、 乳腺症、異常分娩(例:帝王切開) など	
すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん など	

【がんによる女性疾病入院給付金の支払限度日数について】

主契約の 疾病入院給付金の特則	主契約の 支払限度日数	
	60日型	120日型
3大疾病 入院無制限給付特則	<b>支払日数無制限</b>	
7大生活習慣病 入院無制限給付特則		
がん入院 無制限給付不担保特則	60日限度	120日限度

# 「がん」の治療をサポートする安心保障

## 抗がん剤 (腫瘍用薬) 治療特約

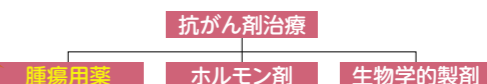
契約年齢  
0～75歳

上皮内がんも  
同額保障

腫瘍用薬治療給付金額10万円の場合

- 入院または通院での抗がん剤(腫瘍用薬)による治療を受けられたとき、治療を受けられた**月ごとに10万円**をお支払いします。
- 保障は**一生涯**、給付金支払回数の**通算限度はありません**。

給付対象



抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約の給付対象※となるのは「腫瘍用薬」を使用した治療となります。「ホルモン剤」または「生物学的製剤」は「腫瘍用薬」を併用した治療の場合に、給付対象となります。経口薬(飲み薬)による治療も保障します。

【腫瘍用薬について】

入院または通院をされた時点において、日本標準商品分類における「腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。

入院  
(腫瘍用薬の使用割合)

入院患者に使用されたレジメン  
(抗がん剤の治療計画)のうち、  
腫瘍用薬は**96.5%**に使用されています。  
(ホルモン剤、生物学的製剤との併用を含む)

外来

外来患者に使用されたレジメン  
(抗がん剤の治療計画)のうち、  
腫瘍用薬は**82.4%**に使用されています。  
(ホルモン剤、生物学的製剤との併用を含む)

石川ベンジャミン光一、伏見清秀、松田晋哉編集:平成24年度 がん研究開発費石川班 DPC調査データに基づくがん入院・外来化学療法ポートフォリオ、じほうよりメディアア生命調べ(入院:症例数をもとに算出/外来:患者数をもとに算出)

- ⚠ 腫瘍用薬治療給付金のお支払限度は同一月に1回とします。
- ⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。この場合、特約は無効となります。

## がん診断特約

契約年齢  
0～75歳

上皮内がんも  
同額保障

がん診断給付金額100万円の場合

- 初めてがんと診断確定されたときなどに**100万円**をお支払いします。
- 保障は**一生涯**、2年に1回を限度に、**回数無制限**でお支払いします。

最初のお支払い

初めてがんと診断確定されたとき

2回目以後のお支払い

直前のお支払理由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんによる入院を開始されたとき

〔責任開始日から91日目以後に診断確定されたがんが完治していない場合でもお支払いの対象となります。〕

- ⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。この場合、特約は無効となります。

※ 「ホルモン剤」のみ、または「生物学的製剤」のみを用いた抗がん剤治療は腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となりません。



# 3大疾病にも備えることができます

## 3大疾病保障特約

契約年齢  
0～75歳

上皮内がんも  
同額保障

3大疾病保険金額100万円の場合

- 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で**所定の理由**(下記参照)の**いずれかに該当**されたとき、**100万円**をお支払いします。

⚠️・3大疾病保険金は1回のみお支払いします。この場合、特約は消滅します。  
・責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。

## 3大疾病保険料払込免除特約

契約年齢  
0～75歳

上皮内がんも  
対象

- 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で**所定の理由**(下記参照)の**いずれかに該当**されたとき、以後の保険料の**お払込みは必要ありません**。

保険料のお払込み  
以後の保険料はいただくに、**保障は継続します。**

- ▲ご契約 ▲所定の理由のいずれかに該当されたとき

⚠️責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。

### <3大疾病保障特約・3大疾病保険料払込免除特約の**所定の理由**>

がん	責任開始日から91日目以後に初めてがんと診断確定されたとき <b>(上皮内がんも対象)</b>
急性心筋梗塞	治療を目的とする <b>公的医療保険制度対象手術</b> を受けられたとき または 60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>*1</sup> が継続したと診断されたとき
脳卒中	(60日以上、労働の制限等の有無は問いません。) または 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき

\*1 軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態

# 死亡や介護にも備えることができます

以下の2つの特約からご選択いただけます。

## 終身保険特約(低解約返戻金型)

契約年齢  
0～75歳

保険金額100万円の場合

- お亡くなりになったとき、所定の高度障害状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金、**100万円**をお支払いします。

⚠️・同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。  
・死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。  
・保険金額は主契約の入院給付日額の100倍となります。

## 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)

契約年齢  
15～75歳

保険金額100万円の場合

- 公的介護保険制度の要介護2<sup>\*2</sup>以上**に認定されたとき、お亡くなりになったとき、所定の高度障害状態になられたとき、介護保険金または死亡保険金または高度障害保険金、**100万円**をお支払いします。

\*2 [要介護2の身体状態の目安]  
食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。  
公益財団法人 生命保険文化センターホームページより

【各保険金のお支払いの対象となる年齢】

保険金名	年齢	39歳以下	40～64歳	65歳以上
介護保険金		✕ お支払対象外	○ お支払対象	○ お支払対象
公的介護保険制度		被保険者ではないため、認定の対象外	【第2号被保険者】 16種類の特定疾病によって要介護状態になった場合に限り認定の対象	【第1号被保険者】 要介護状態になった原因にかかわらず認定の対象
死亡保険金 高度障害保険金		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象

\*記載の内容は2019年3月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

⚠️・同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。  
・介護保険金・死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。  
・保険金額は主契約の入院給付日額の100倍となります。  
・契約年齢39歳以下の方で介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合、40歳に到達するまでは介護保険金のお支払いは**対象外**となりますが、40歳以降はお支払いの対象となります。そのため、終身保険特約(低解約返戻金型)に比べ、**保険料は高くなります**。

\*上記の特約を付加される場合は、リビング・ニーズ特約を付加していただくことができます。

## リビング・ニーズ特約 特約保険料無料

終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

余命6か月以内と判断されるとき、**死亡保険金の全部<sup>\*3</sup>または一部<sup>\*3</sup>を前払請求**していただけます。

⚠️・リビング・ニーズ保険金のお支払限度は1契約につき1回です。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。  
・リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、介護保険金、死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。  
・リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。

\*3 請求日における終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の合計額または3,000万円(被保険者おひとりにつき)のいずれか小さい金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

# 先進医療保障

## 先進医療特約(11)

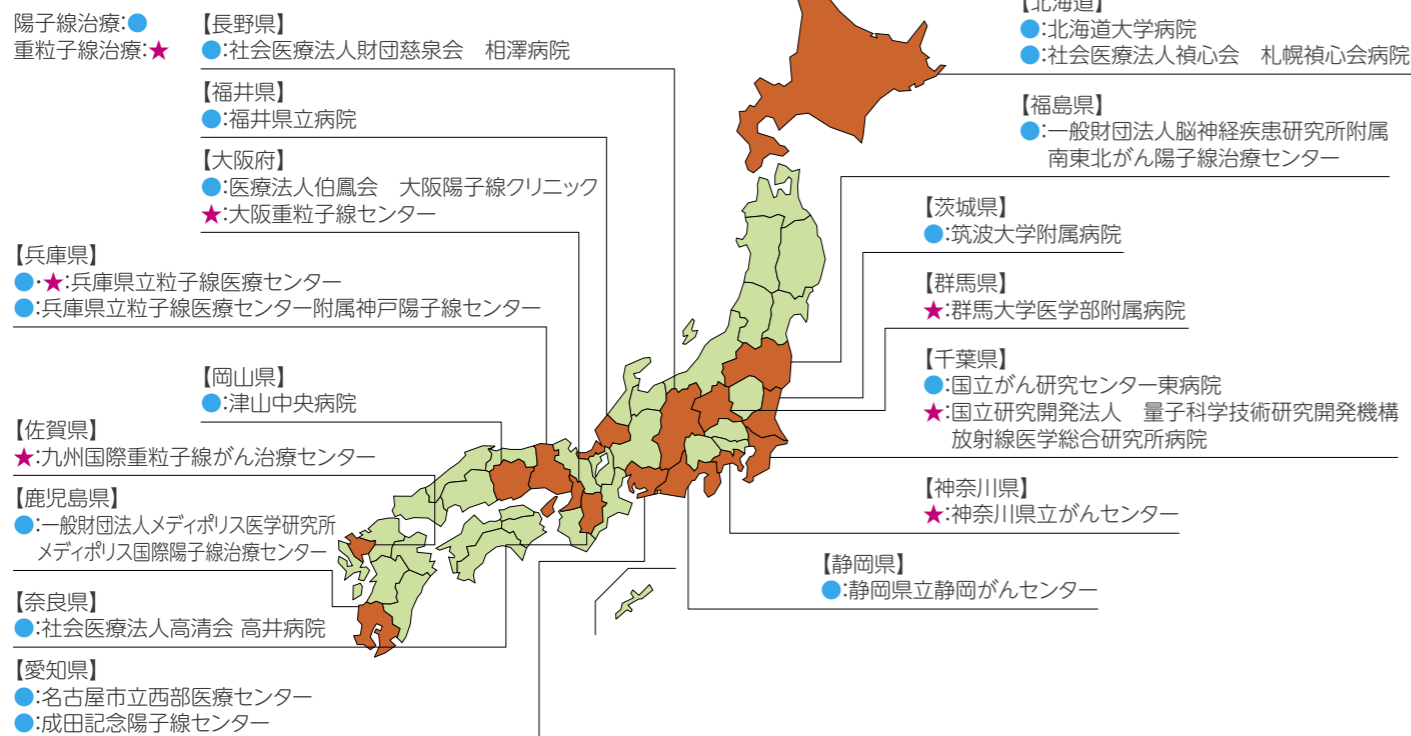
<先進医療技術にかかる費用等の例>

⚠ 記載の技術は2019年2月1日時点のものであり、今後、厚生労働大臣の定める先進医療に該当しなくなる可能性があります。

技術名	施設数	平均入院日数	年間実施件数	平均費用
<b>陽子線治療(適応症例:消化管腫瘍)</b> 頭頸部腫瘍(脳腫瘍を含む)・肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。)	16	17.9日	1,663件	271.6万円
<b>重粒子線治療(適応症例:消化管腫瘍)</b> 肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。)	6	5.6日	1,008件	313.3万円

【先進医療技術・適応症例】2019年2月1日現在の厚生労働省ホームページから一部引用(メディケア生命調べ) 【施設数】2019年2月1日現在の厚生労働省ホームページ【平均入院日数・年間実施件数・平均費用】厚生労働省「平成30年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」より引用

<陽子線治療・重粒子線治療を実施している医療機関>



\*実施医療機関は、2019年2月1日現在の厚生労働省ホームページより

# 上乗せ入院保障

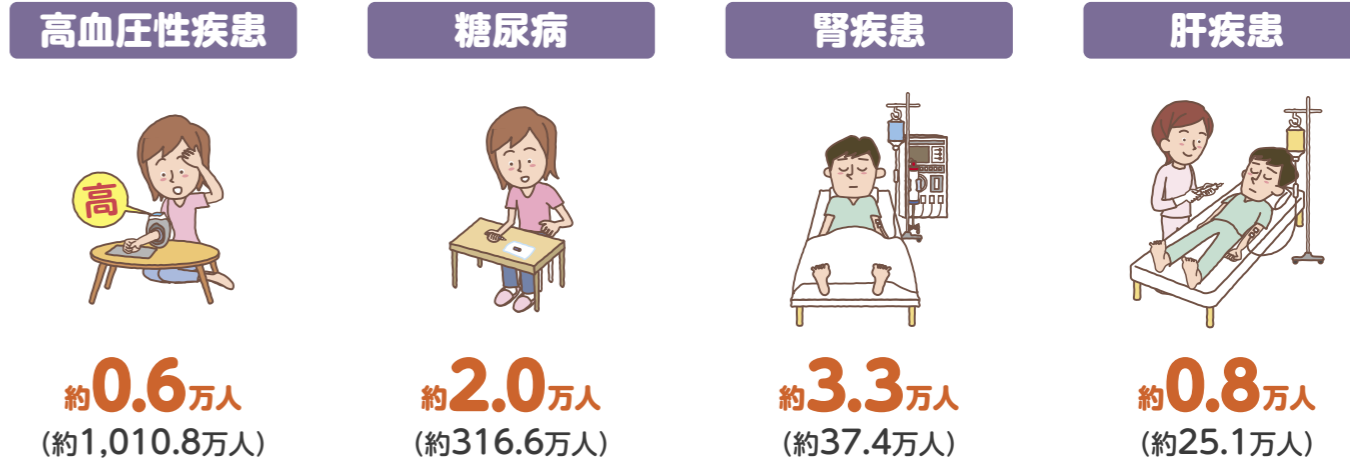
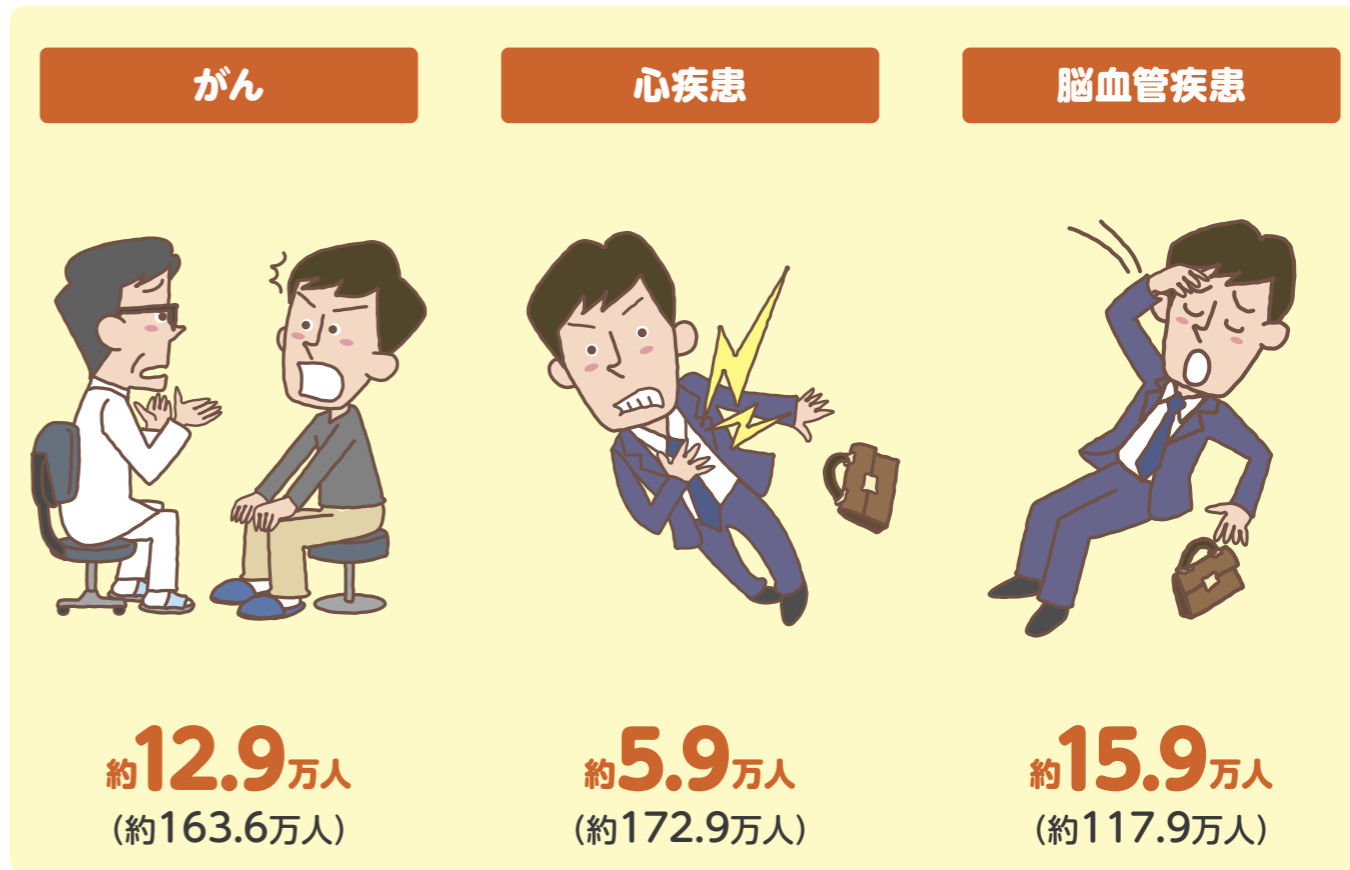
## 7大生活習慣病入院特約

ご存知ですか? 7大生活習慣病の入院患者数は約**41.7万人\***となっています。

<7大生活習慣病の入院患者数>

厚生労働省「平成26年患者調査」より

\*( )は総患者数



\* 複数の疾病で重複して治療を受けている場合も含まれます。

# 入院一時金保障

## 入院一時給付特約

短い入院であっても、入院前後には様々な諸費用がかかる場合があります。

- 入退院時の交通費(電車・タクシー代等)
- 入院中の食事代
- ベビーシッター費用(お子さまが小さい場合等)
- 入院中の日用品代(パジャマ・タオル等)
- 診断書費用
- 見舞い返し代
- 入院中のテレビ視聴費用
- 家族・付添い人の交通費
- 健康食品やサプリメント等の費用

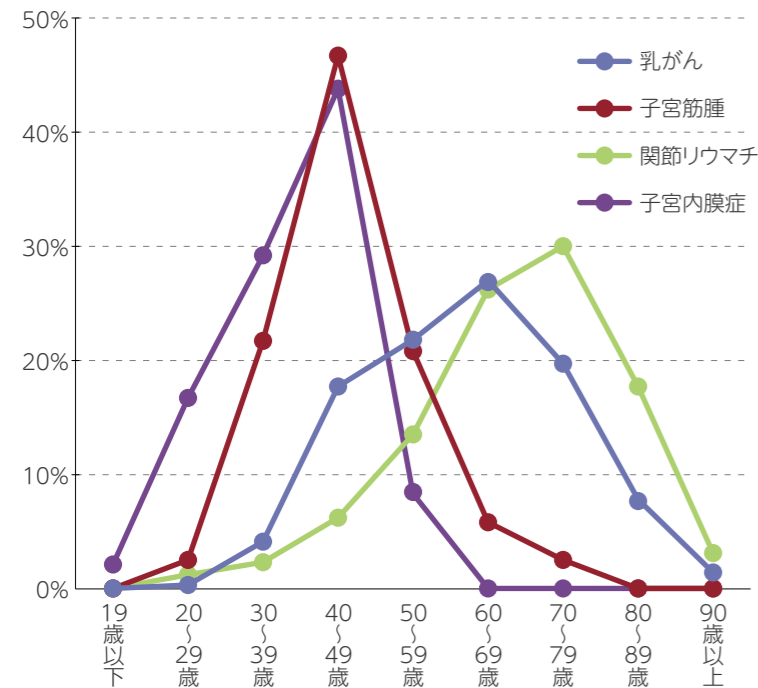
# 女性専用上乘せ保障

## 女性医療特約(18)

## 女性疾病入院特約

子宮内膜症は**20代**から、子宮筋腫は**30代**から、乳がんは**40代**から、関節リウマチは**50代**から多くなる傾向があります。

<女性患者数の年代別割合>

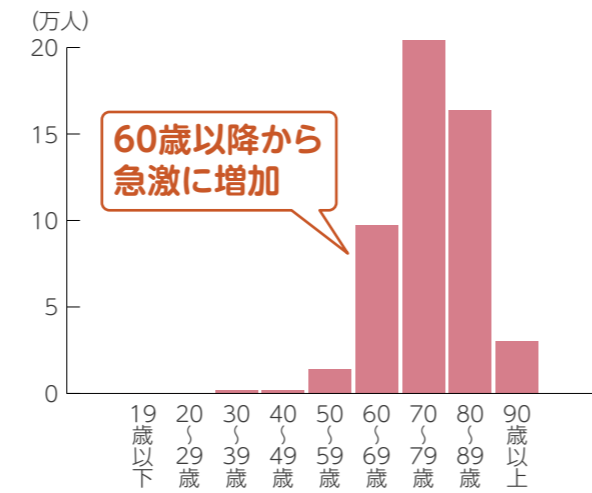


厚生労働省「平成26年患者調査」よりメディケア生命算出

骨粗しょう症とは...

骨粗しょう症は、長年の生活習慣などにより骨がスカスカになって骨折しやすくなる病気です。腰や背中に痛みが生じて医師の診察を受けてからみつけるケースもあり、ひどくなると骨折を起こし、寝たきりの原因となる場合もあります。

<骨粗しょう症の年代別の女性患者数>



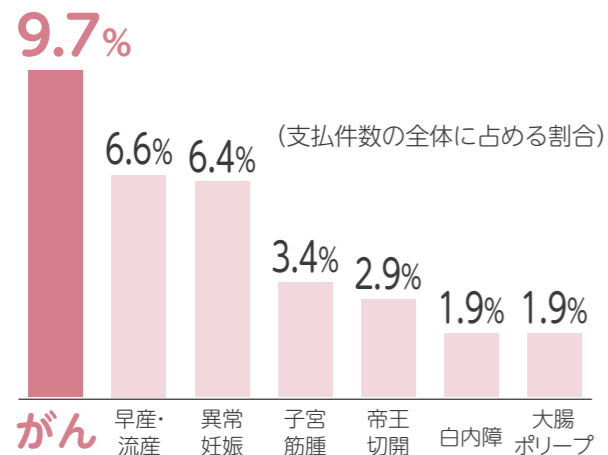
厚生労働省「平成26年患者調査」より

60歳以降から急激に増加

女性の入院給付金支払件数では、「**がん**」が**上位**となっています。

<女性の入院給付金お支払実績>

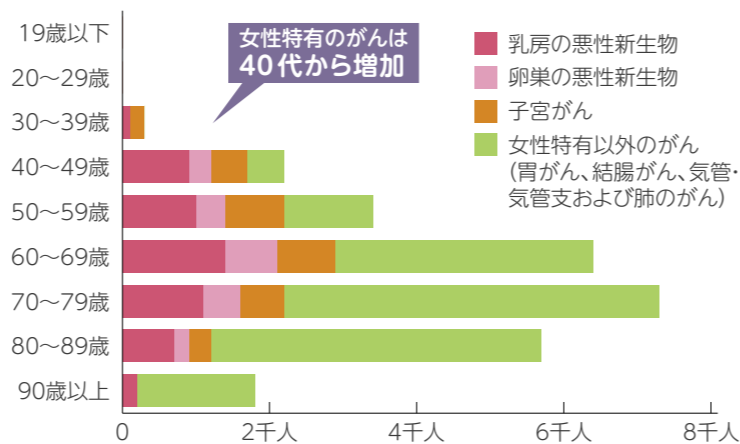
(支払件数上位から掲載)



メディケア生命「2017年度の支払実績」より

女性特有のがんによる入院は**40代**から**増加傾向**となっています。

<女性のがんの入院患者数>



厚生労働省「平成26年患者調査」よりメディケア生命算出

# がん保障

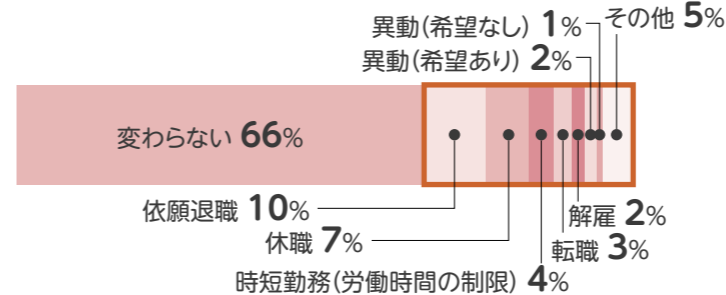
## 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約

## がん診断特約

ご存知ですか? **がんにかか**ることで働き方や収入が**変化**します。

約3人に1人の方の**働き方**が**変化**しています

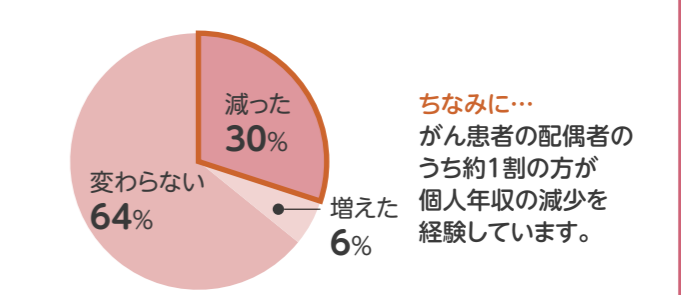
<がん患者本人の働き方の変化>



住友生命「2017年がん患者およびその家族へのアンケート調査」より

約3人に1人の方の**収入**が**減少**しています

<がんにかかった後の個人年収の変化>



住友生命「2017年がん患者およびその家族へのアンケート調査」より

さらに、抗がん剤治療は**長期間**にわたることがあります。

<抗がん剤治療を受けていた期間>



住友生命「2017年がん患者およびその家族へのアンケート調査」より

\*左記データの抗がん剤治療とは「腫瘍用薬」「ホルモン剤」「生物学的製剤」などによる治療です。

抗がん剤(腫瘍用薬)は**お金**がかかります。

大腸(結腸)がん**で腫瘍用薬**を1か月投与した場合の薬剤料

大腸(結腸)がんによる療法として腫瘍用薬(フルオロウラシル、エルプラット、アービタックス)を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で承認された用法・用量に基づき投与した場合

\*フルオロウラシル、エルプラットは2週間に1回、アービタックスは1週間に1回の投与

<1か月の薬剤料例>

男性:身長170cm・体重60kgの場合

フルオロウラシル(4,730mg)=6,330円、エルプラット(140mg)=13万9,220円、アービタックス(420mg)=73万4,840円



\*上記治療費は、2019年3月時点の薬価をもとにメディケア生命が試算したものであり、薬剤料のみの金額です。70歳未満・年収約370万円~約770万円(標準報酬月額28万円~53万円未満)の場合。直近の12か月間にすでに3か月以上高額療養費の支給を受けている場合には自己負担限度額が4万4,400円になります。

\*この治療例は2019年3月時点において、メディケア生命が把握している情報に基づき記載したものです。個々の症状によって療法や効果が異なります。

\*記載の内容は2019年3月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

その他の留意事項については41~53ページ「契約概要」の5⑥⑨に記載しておりますので、必ずご確認ください。

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

# 3大疾病保障

## 3大疾病保障特約

## 3大疾病保険料払込免除特約

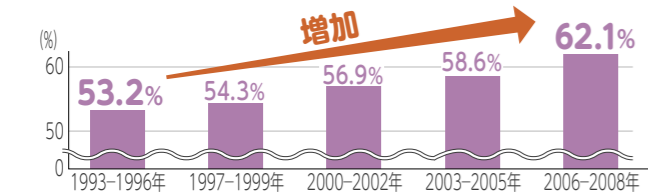
3大疾病に罹患すると身体的・経済的にも大きく負担がかかります。早期発見・早期治療が大切です。

<死因上位5項目の死亡者数>

順位	死因	死亡者数
1	がん(悪性新生物)	37.3万人
2	心疾患	20.4万人
3	脳血管疾患	10.9万人
4	老衰	10.1万人
5	肺炎	9.6万人

厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(確定数)の概況」より

<がん(全部位)の診断別5年相対生存率\*の推移(男女計)>



[全国がん罹患モニタリング集計 2006-2008年生存率報告(国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター、2016)、独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書]より

<3大疾病で入院した場合にかかる費用>

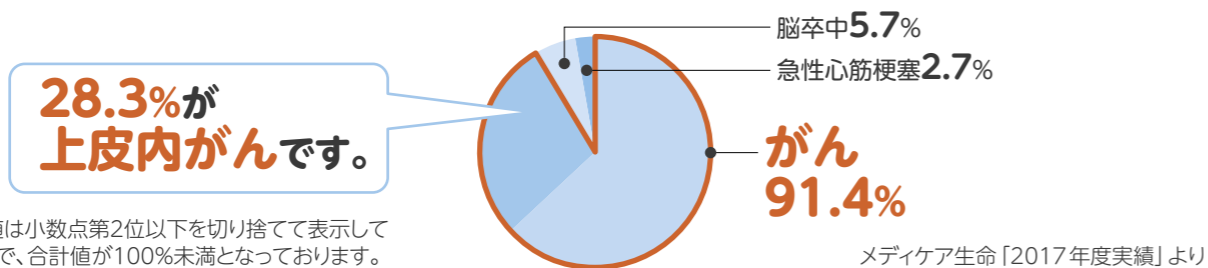
疾病	入院期間	高額療養費制度適用後の入院時自己負担額合計
肺がん	35日間入院した場合	約52.3万円
急性心筋梗塞	14日間入院した場合	約23.6万円
脳卒中	30日間入院した場合	約46.6万円

(前提) 高額療養費は70歳未満、健保、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円以上53万円未満)の場合で計算。食事自己負担額は1食あたり460円。差額ベッド代は1日あたり6,100円(希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります)。雑費は1日あたり2,500円(日用品、パジャマ類、見舞い・付添者の食事代や交通費等)。

セールス手帖社保険FPS研究所「よくみえる!医療・介護のはなし」より

\*肺がん・脳卒中の医療費出典:セールス手帖社保険FPS研究所「よくみえる!医療・介護のはなし」より  
\*急性心筋梗塞の医療費出典:公益社団法人全日本病院協会「医療費の質の評価・公表等推進事業(2017年第3四半期、医療費・平均在院日数)」より抜粋

<3大疾病保険料払込免除特約の保険料払込免除に該当されたお客様の病名別の割合>



\*記載の数値は小数点第2位以下を切り捨てて表示しておりますので、合計値が100%未満となっております。

メディケア生命「2017年度実績」より

※ がん患者のうち5年後に生存している人の割合が、同じ性・年齢分布をもつ日本人で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表したものを。

# 死亡・介護保障

## 終身保険特約(低解約返戻金型)

## 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)

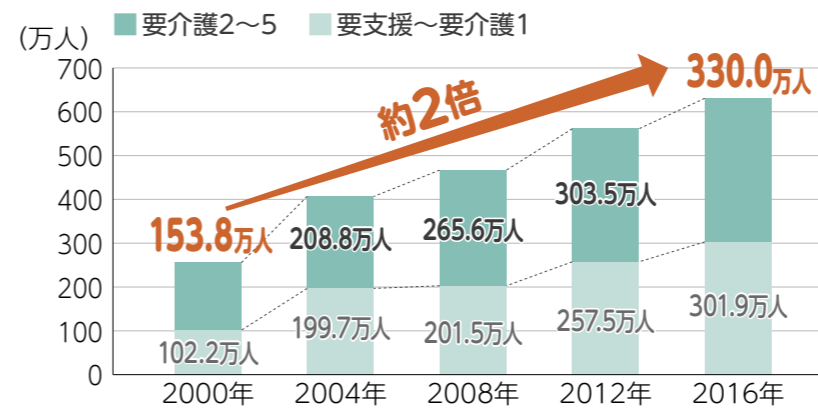
葬儀には様々な費用がかかります。

葬儀費用の内訳	金額
通夜からの飲食接待費	30.6万円
寺院への費用(お経、戒名、お布施)	47.3万円
葬儀一式費用 (病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、会葬御礼、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料)	121.4万円
<b>葬儀費用の合計</b>	<b>195.7万円</b>

\*各項目の費用は平均額であり、葬儀費用の合計とは一致しません。  
一般財団法人日本消費者協会「第11回『葬儀についてのアンケート調査』報告書/2017年1月」より

要介護2以上の認定者数は16年間で約2倍になっています。

<要介護(要支援)認定者数の推移(各年度末現在)>



[介護保険事業状況報告(年報)2000年度～2016年度(厚生労働省)]よりメディケア生命算出

<介護が必要となった主な原因>

原因	割合
認知症	18.0%
脳血管疾患(脳卒中)	16.6%
高齢による衰弱	13.3%
骨折・転倒	12.1%
関節疾患	10.2%

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より

<介護にかかる平均費用・期間>

項目	平均
介護費用	
月額	平均 7.8万円
一時費用	平均 69万円
介護期間	平均 54.5か月 (4年7か月)

住宅改修や介護用ベッドの購入など

公益財団法人 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/平成30年度より

\*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。

最低日額 最低保険料

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」

左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

入院給付日額 10,000円

[保険期間・保険料払込期間:終身][給付限度の型:60日型]

[手術給付金の型:手術II型]

(単位:円)

主契約

選べる特約

Table with columns for age (契約年齢), 3大疾病入院無制限給付特約, 7大生活習慣病入院無制限給付特約, がん入院無制限給付不担保特約, 先進医療特約(11), 入院一時給付特約, 通院治療特約, 7大生活習慣病入院特約 (120日型, 支払日数無制限, 60日型), 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約, がん診断特約, 3大疾病保障特約, 終身保険特約(低解約返戻金型), 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型).

●2019年5月現在の保険料を表示しています。●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。●年払い、半年払いの保険料や上記以外の保... ※がんの場合の通院対象期間5年。 \*同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して

保険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。 付加することはできません。

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

24

\*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。

**最低日額**  
最低保険料

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約+特約の保険料合計が**1,000円以上**または「主契約の日額が**5,000円以上**」

左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

**入院給付日額 10,000円**

[保険期間・保険料払込期間:終身][給付限度の型:60日型]

[手術給付金の型:手術II型]

(単位:円)

Table with columns: 主契約 (3大疾病入院無制限給付特約, 7大生活習慣病入院無制限給付特約, がん入院無制限給付不担保特約), 契約年齢 (歳), 先進医療特約(11), 入院一時給付特約, 通院治療特約, 7大生活習慣病入院特約 (120日型, 支払日数無制限, 60日型), 抗がん剤治療特約, がん診断特約, 3大疾病保障特約, 終身保険特約, 介護保障付終身保険特約. Rows represent ages from 0 to 85.

●2019年5月現在の保険料を表示しています。●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。●年払い、半年払いの保険料や上記以外の保険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。  
※がんの場合の通院対象期間5年。 \*同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。

付加することはできません。

備えるポイント  
商品の特徴  
商品の概要  
保障内容  
参考データ  
保険料表  
よくある質問  
ご契約の諸基準  
契約概要  
注意喚起情報







## Q1 複数回入院した場合の取扱いについて教えてください。

A1

2回以上入院された場合、それらの入院を継続した1回の入院とみなすことがあります。

3大疾病\*による入院は支払日数無制限でお支払いします。

\*3大疾病入院無制限給付特則を選択された場合

<充実メディフィット(主契約60日型)での給付事例>

**ケース1**

病気(例:肺炎)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて200日後に病気(例:胃かいよう)で入院されたケース

肺炎 病気 で30日入院 ○30日分

200日

新たな入院としてお取扱い

胃かいよう 病気 で50日入院 ○50日分

疾病入院給付金80日分お支払い

●直前の**疾病入院給付金**が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日経過**してから**疾病入院給付金**のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、新たな入院とみなし、継続した1回の入院として取り扱いません。

**ケース2**

病気(例:肺炎)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に病気(例:胃かいよう)で入院されたケース

肺炎 病気 で30日入院 ○30日分

20日

継続した1回の入院としてお取扱い

胃かいよう 病気 で50日入院 ○30日分 ×20日分

疾病入院給付金60日分お支払い

●直前の**疾病入院給付金**が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に、**疾病入院給付金**のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、継続した1回の入院として取り扱います。

**ケース3**

病気(例:肺炎)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**にケガ(例:骨折)で入院されたケース

肺炎 病気 で30日入院 ○30日分

20日

新たな入院としてお取扱い

骨折 ケガ で50日入院 ○50日分

疾病入院給付金30日分、災害入院給付金50日分お支払い

●直前の**疾病入院給付金**が支払われる入院の後に**災害入院給付金**が支払われる入院を開始されたときは、疾病入院給付金および災害入院給付金それぞれで60日のお支払限度があるため、疾病入院給付金および災害入院給付金をお支払いします。

**ケース4-1**

<がん入院無制限給付担保特則を選択された場合>  
肺がんで入院後、退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に再度肺がんの治療で入院されたケース

肺がん 病気 で30日入院 ○30日分

20日

継続した1回の入院としてお取扱い

肺がん 病気 で50日入院 ○30日分 ×20日分

疾病入院給付金60日分お支払い

●**がんによる入院**の場合でも、直前の**疾病入院給付金**が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に、**疾病入院給付金**のお支払理由に該当する入院を開始されたときには、継続した1回の入院として取り扱います。

**ケース4-2**

<3大疾病入院無制限給付特則を選択された場合>  
3大疾病\*(例:肺がん)で入院後、再度3大疾病\*(例:肺がん)の治療で入院されたケース

肺がん 3大疾病\* で30日入院 ○30日分

20日

肺がん 3大疾病\* で50日入院 ○50日分

3大疾病\*入院支払日数無制限

疾病入院給付金80日分お支払い

●3大疾病\*による入院の場合、入院と入院の間の日数に関係なく、支払日数無制限で**疾病入院給付金**をお支払いします。

\*7大生活習慣病入院無制限給付特則を選択された場合は7大生活習慣病となります。

\*上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

\*上記の事例は主契約(60日型)の場合です。

## Q2 手術給付金および放射線治療給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか?

A2

病院の領収証等でご確認できます。

<放射線治療給付金が支払われる場合>  
「放射線治療」に金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われる場合>

- 入院中の手術  
「入院料等」と「手術」の両方に金額(点数)の記載がある場合
- 外来での手術  
「手術」のみに金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われない場合>

●「処置」のみに金額(点数)の記載がある場合  
(例)持続的胸腔ドレナージ

患者番号		氏名		請求期間	
00000		00000		平成〇年〇月〇日～〇月〇日分	
入・外	発行日	保険者番号	負担割合	本・家	種
入院	平成〇年〇月〇日	XXXX	X	本	本
初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断
円 0	円 1,410	円 6,800	円 0	円 0	円 0
注射	カテーテル	精神科専門療法	処置	手術	麻酔
円 0	円 0	円 0	円 0	円 137,640	円 55,060
療養担当手当	病理診断				
円 0	円 5,000				
保険外負担					
円 0					
合計	205,910			94	94
負担額	61,773			94	94
前回来収金	円 0	請求金額	円 61,679	今回来収金	円 0
				領収金額	円 61,679

\*上記の領収証はひとつの例であり、病院によって様式が異なる場合があります。

手術給付金……●領収証の「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。(一部対象外となる手術があります。)

放射線治療給付金……●領収証の「放射線治療」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。

手術給付金のお支払いの対象外となる手術

- 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 [例:脱臼を正常な状態に戻す手術]
- 異物除去(外耳、鼻腔内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) [例:アレルギー性鼻炎の治療のために行われる手術]
- 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

\*一部の手術は「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されないことがありますので、領収証とともに発行される「診療明細書」をご参照いただくか、医療機関にご確認ください。

\*記載の内容は2019年3月時点の制度によります。

## Q3 3大疾病や7大生活習慣病に該当する、「急性心筋梗塞」と「脳卒中」の具体的な病名を教えてください。

A3

3大疾病や7大生活習慣病に該当する、「急性心筋梗塞」と「脳卒中」には以下の病名があります。

急性心筋梗塞	脳卒中
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性心筋梗塞</li> <li>・再発性心筋梗塞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳梗塞</li> <li>・くも膜下出血</li> <li>・脳内出血</li> </ul>
<p>急性心筋梗塞</p> <p>血栓などにより冠動脈の血液が流れなくなり、心筋が壊死した状態</p>	<p>脳梗塞</p> <p>脳血管の動脈硬化が進行し、血管内に血栓ができて詰まる状態</p>
	<p>くも膜下出血</p> <p>脳血管の瘤ができ、破れて出血する。</p> <p>脳内出血</p> <p>脳の血管が破れて脳の中に血のかたまりをつくる。</p>

**Q4** 抗がん剤治療を受けた場合、ホルモン剤による抗がん剤治療は腫瘍用薬治療給付金の対象となりますか？

**A4** ホルモン剤のみを用いた治療は腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象とはなりません。公的医療保険制度の給付対象（薬剤料または処方せん料の算定対象）となる腫瘍用薬<sup>※1</sup>を用いた抗がん剤治療が、お支払いの対象となります。

**【お支払いの対象となる抗がん剤治療】**

がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的とした入院<sup>※2</sup>または通院（往診を含みます）により、公的医療保険制度の給付対象（薬剤料または処方せん料の算定対象）となる腫瘍用薬<sup>※1</sup>を用いた抗がん剤治療（投与方法は問いません）が腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となります。なお、腫瘍用薬治療給付金のお支払限度は同一月に1回とします。同一月に複数月分の腫瘍用薬を受け取られた場合でも、腫瘍用薬治療給付金のお支払いは1回のみとなります。

※1 入院または通院をされた時点において、日本標準商品分類における「腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。  
 ※2 診断群分類点数表により算定される入院（処置や投薬などの診療行為に対して包括的に評価をし1日あたりの診療点数を定める入院）のうち、医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院を含みます。  
 ※ホルモン剤および生物学的製剤は腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となりません。ホルモン療法・内分泌療法などの治療にかかわらず、そのがん治療に公的医療保険制度の対象となる腫瘍用薬が用いられた場合はお支払いの対象となります。（ホルモン療法などでも、腫瘍用薬が用いられる場合がありますのでご注意ください。）

医薬品の分類	主な目的	主な医薬品の名称(使用されるがんの部位例)
腫瘍用薬	がん細胞を破壊すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シスプラチン(肺がんなど)</li> <li>●フルオロウラシル(大腸がんなど)</li> <li>●カルボプラチン(卵巣がんなど)</li> <li>●タモキシフェン(乳がんなど)</li> </ul>
ホルモン剤	ホルモンバランスに影響を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リュープロレリン(乳がんなど)</li> <li>●ゴセレリン(前立腺がんなど)</li> </ul>
生物学的製剤	免疫機能に影響を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乾燥BCG日本株(膀胱がんなど)</li> <li>●インターフェロンα(白血病など)</li> </ul>

\*2019年3月現在の「日本標準商品分類」における医薬品の分類を適用  
 \*対象となる医薬品かどうかについてなど、詳しくはメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。  
 \*医薬品の分類については「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」のホームページ (<http://www.pmda.go.jp>) でもご確認ください。

**Q5** どのように請求すればよいですか？

**A5** お手続きは次の流れに沿って進みます。メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

**1** お客様 通院や入院、手術などをされたとき、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

診断書などをお取り寄せいただく前に次の項目をご確認のうえ、ご連絡ください。

・証券番号 ..... 被保険者名 .....

・入院、手術などの原因 .....

・事故日、初診日 ( / ) ・入院日 ( / ) ・退院日 ( / ) ・通院日 ( / )

・手術日 ( / ) ・手術名 .....

**メディケア生命** 請求書や診断書など、必要な書類を発送します。

**2** お客様 必要な書類をご準備のうえメディケア生命へご返送ください。

●請求書などに必要事項をご記入ください。  
 ●医療機関に診断書の発行をご依頼ください。

**メディケア生命** メディケア生命にて書類を確認し、ご指定の口座にお支払いします。お支払い手続き完了後に、通知します。

**3** お客様 お支払内容・金額をご確認ください。

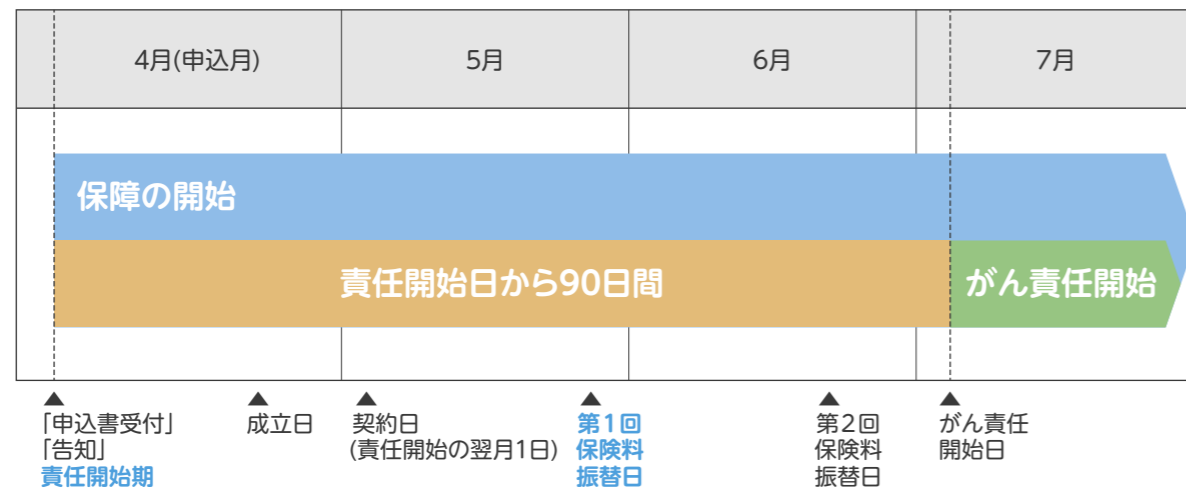
●給付金などをまったくお支払いできなかった場合について  
 メディケア生命所定の要件を満たすときは診断書原本1通につき、一律5,400円をお支払いします。  
 \*記載の内容は2019年3月時点の制度によります。将来的に変更することがあります。

## Q6 契約の申込みをした場合はいつから保障が開始されますか？

A6

責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合は、「申込書を受け付けた時」\*1または「告知が行われた時」\*2のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。なお、一部の特約\*3のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目から開始（がん責任開始）されます。

第1回・第2回以後の保険料の払込方法が「口座振替」の場合（月払い）



**ご注意** 責任開始期に関する特約が付加されているご契約で、第1回保険料が第1回保険料の猶予期間内にお払込みがなく、ご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

\*1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。  
\*2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。  
\*3 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約、がん診断特約、3大疾病保障特約、3大疾病保険料払込免除特約

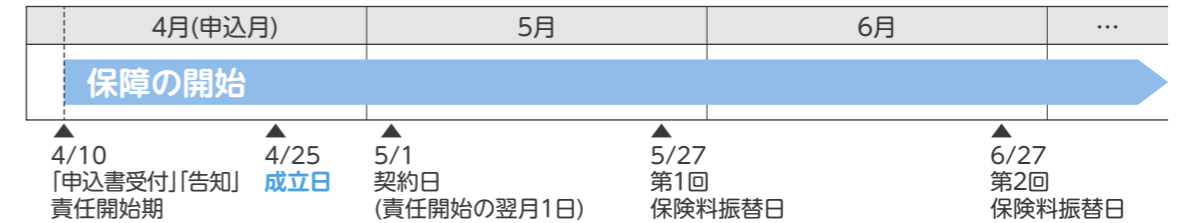
## Q7 第1回保険料が口座振替の場合、いつ第1回保険料が引き落とされますか？

A7

ご契約の成立時期等によって異なります。

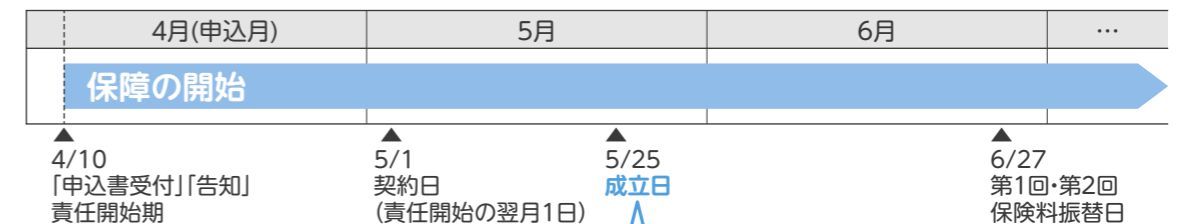
申込月末までに契約が成立した場合（月払い）

第1回保険料の口座振替は申込月の翌月となります。  
(例:申込日4/10、契約成立日4/25の場合、第1回保険料の口座振替日は5/27です。)



申込月の翌月に契約が成立した場合（月払い）

第1回保険料の口座振替は第2回保険料とあわせて申込月の翌々月となります。  
(例:申込日4/10、契約成立日5/25の場合、第1回保険料の口座振替は第2回保険料とあわせて6/27です。)



書類の不備等によりご契約の成立が遅れる等した場合、第1回保険料と第2回保険料をまとめて申込月の翌々月に口座振替させていただきます。

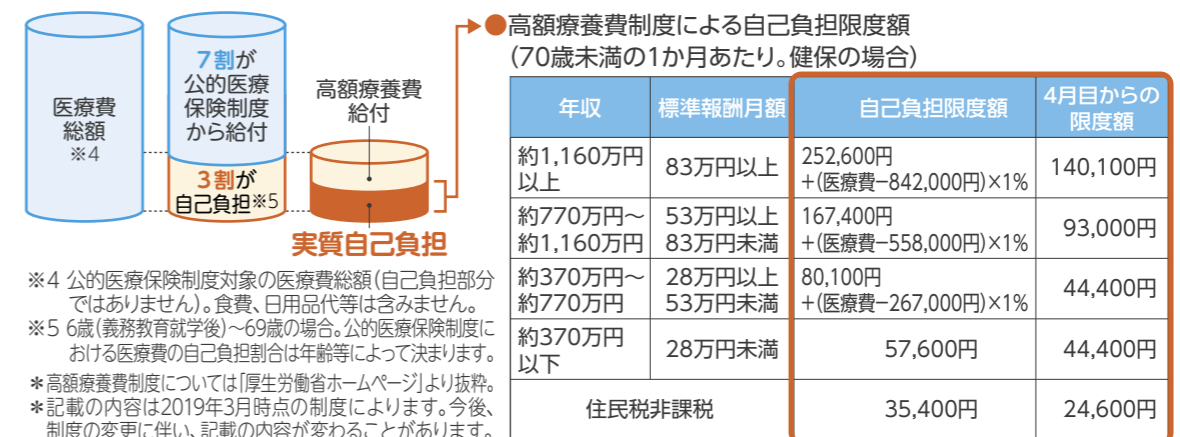
\*お申込みの時期などにより、第1回保険料と第2回保険料をまとめて口座振替する場合があります。初回の口座振替日は契約成立後、ハガキ等によって、ご案内させていただきます。

\*上記以外の年払い・半年払いの場合の取扱い等の詳細は、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

## Q8 高額療養費制度について教えてください。

A8

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。同一月内の診療であることなど条件があります。所得に応じた、自己負担限度額は下記のとおりです。



\*4 公的医療保険制度対象の医療費総額(自己負担部分ではありません)。食費、日用品代等は含みません。  
\*5 6歳(義務教育就学後)～69歳の場合。公的医療保険制度における医療費の自己負担割合は年齢等によって決まります。  
\*高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」より抜粋。  
\*記載の内容は2019年3月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

# ご契約の諸基準

## <主契約の取扱い>

契約年齢範囲	入院給付日額の範囲	保険期間
0歳～85歳	19歳以下:3,000円～10,000円 20歳以上:3,000円～20,000円 *1,000円単位	終身(更新なし)
保険料払込期間		保険料払込回数
終身、 有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)		月払い・半年払い・年払い
保険料払込経路		
第1回:振込み扱い、口座振替扱い※1、クレジットカード扱い(月払いのみ)※1 第2回以後:口座振替扱い※1、クレジットカード扱い(月払いのみ)※1		
選べる特約		
先進医療特約(11)、入院一時給付特約、通院治療特約、7大生活習慣病入院特約、女性医療特約(18)、女性疾病入院特約、抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約、がん診断特約、3大疾病保障特約、3大疾病保険料払込免除特約、終身保険特約(低解約返戻金型)、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)、リビング・ニーズ特約※2		

## <特約の取扱い>

<b>先進医療特約(11)</b> 【契約年齢範囲:0歳～85歳】	先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額)) +先進医療一時給付金5万円 *通算2,000万円限度
<b>入院一時給付特約</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	給付金額1万円以上10万円以下かつ主契約の入院給付日額×20倍以下 *1万円単位
<b>通院治療特約</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	通院治療給付日額1,000円以上10,000円以下かつ主契約の入院給付日額以下 *1,000円単位、通院治療一時給付金額は5,000円のみ
<b>7大生活習慣病入院特約</b> 【契約年齢範囲:15歳～75歳】	日額2,000円以上20,000円以下かつ主契約の入院給付日額と同額以下※3 *1,000円単位
<b>女性医療特約(18)</b> 【契約年齢範囲:15歳～75歳】	日額2,000円以上20,000円以下かつ主契約の入院給付日額と同額以下※3 *1,000円単位 *同一の契約において、女性疾病入院特約と重複して付加することはできません。
<b>女性疾病入院特約</b> 【契約年齢範囲:15歳～75歳】	日額2,000円以上20,000円以下かつ主契約の入院給付日額と同額以下※3 *1,000円単位 *同一の契約において、女性医療特約(18)と重複して付加することはできません。
<b>抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	給付金額1万円以上15万円以下 *1万円単位
<b>がん診断特約</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	給付金額10万円以上300万円以下※4 *10万円単位
<b>3大疾病保障特約</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	保険金額10万円以上300万円以下※4 *10万円単位
<b>3大疾病保険料払込免除特約</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	所定の理由に該当されたときに、以後の保険料のお払込免除
<b>終身保険特約(低解約返戻金型)</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	主契約の入院給付日額×100倍 *同一の契約において、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)と重複して付加することはできません。
<b>介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)</b> 【契約年齢範囲:15歳～75歳】	主契約の入院給付日額×100倍 *同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と重複して付加することはできません。
<b>リビング・ニーズ特約※2</b> 【契約年齢範囲:0歳～75歳】	余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

\*現在、他の医療保険にご加入されている場合は、上記入院給付日額等の範囲であってもご加入いただけない場合があります。

※1 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

※2 終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

※3 [主契約+7大生活習慣病入院特約+女性医療特約(18)+女性疾病入院特約=合計日額40,000円以下]

※4 がん診断給付金額と3大疾病保険金額を合計して、「主契約の入院給付日額×200倍」または「主契約+7大生活習慣病入院特約+女性医療特約(18)+女性疾病入院特約の合計日額×100倍」のいずれか大きい金額以下(ただし、300万円以下)

## <プランの場合>

プラン名	Aプラン	Bプラン	Cプラン	介護 Aプラン	介護 Bプラン	介護 Cプラン
契約年齢範囲	0歳～75歳	0歳～85歳		15歳～75歳		
入院給付日額の範囲	5,000円・10,000円					
保険期間	終身(更新なし)					
保険料払込期間	終身					
保険料払込回数	月払い					
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い※1、クレジットカード扱い※1 第2回以後:口座振替扱い※1、クレジットカード扱い※1					
特約	通院治療特約、 抗がん剤(腫瘍用薬) 治療特約	—		通院治療特約、 抗がん剤(腫瘍用薬) 治療特約、 介護保障付終身保険 特約(低解約返戻金型)	介護保障付終身保険特約 (低解約返戻金型)	
選べる特約	先進医療特約(11)、女性医療特約(18)、女性疾病入院特約、 3大疾病保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約※2					

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

ご契約に際しての  
重要事項

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みの際に特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

# 1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-877809
- ホームページ：<http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

# 2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 傷害や疾病による所定の入院・手術などを一生涯にわたり保障する医療保険です。
- 3大疾病入院無制限給付特則または7大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合は、3大疾病または7大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障します。
- 各種特約を付加することにより、がん、7大生活習慣病、女性疾病、通院、先進医療、3大疾病、死亡、要介護状態などへの備えをさらに充実させることもできます。

# 3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、 有期(60歳・65歳・70歳・75歳・ 80歳まで)からお選びいただけます。	月払い、年払い、 半年払いから お選びいただけます。	第1回:振込み扱い、口座振替扱い*、 クレジットカード扱い(月払いのみ)* 第2回以後:口座振替扱い*、 クレジットカード扱い(月払いのみ)*

\*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法による場合は、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

\*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

\*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

\*第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

# 4 仕組みについて

主契約	給付限度の型	詳細
災害入院給付金	60日型   120日型	詳細は 41 ページ
疾病入院給付金	60日型   120日型	
手術給付金	手術給付金の型 手術I型   手術II型	
骨髄移植給付金 放射線治療給付金		
疾病入院給付金の特則		
3大疾病入院無制限給付特則		
7大生活習慣病入院無制限給付特則		
がん入院無制限給付不担保特則		

ご要望に応じて付加できる特約一覧

がん診断特約	がん診断給付金	詳細は 44 ページ
抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約	腫瘍用薬治療給付金	
入院一時給付特約	入院一時給付金	詳細は 45 ページ
7大生活習慣病入院特約	7大生活習慣病入院給付金	給付限度の型*1 60日型   120日型   180日型
女性医療特約(18)	女性疾病入院給付金	給付限度の型 60日型   120日型
	女性特定手術給付金 乳房再建術給付金	詳細は 46 ページ
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	給付限度の型 60日型   120日型
通院治療特約	通院治療給付金 通院治療一時給付金	詳細は 48 ページ
先進医療特約(11)	先進医療給付金 先進医療一時給付金	詳細は 49 ページ
3大疾病保障特約	3大疾病保険金	詳細は 50 ページ
終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・高度障害保険金	
介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金	詳細は 51 ページ
3大疾病保険料払込免除特約*2	3大疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。	詳細は 51 ページ
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときは、所定の範囲内で保険金を前払請求することができます。	詳細は 52 ページ

- \*ご加入にあたって、給付限度の型についてはメディケア生命所定の制限があります。
- \*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時\*3または告知が行われた時\*4のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

- \*1 主契約に7大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合、給付限度の型はありません。(支払日数無制限)
- \*2 3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。
- \*3 電磁的方法による場合は、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- \*4 電磁的方法による場合は、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

一生保障

一生保障

一生保障

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

# 5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

## 医療終身保険(無解約返戻金型) (主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	<p>【3大疾病入院無制限給付特則】 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。ただし、7大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院のお支払限度を60日延長します。また、3大疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。</p> <p>【7大生活習慣病入院無制限給付特則】 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。ただし、7大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。</p> <p>【がん入院無制限給付不担保特則】 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。</p>
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	<p>【入院中の手術】 &lt;手術Ⅰ型&gt; 基本給付金額×10倍 &lt;手術Ⅱ型&gt; 基本給付金額×10・20・40倍</p> <p>【外来の手術】 &lt;手術Ⅰ型・手術Ⅱ型&gt; 基本給付金額×5倍</p>	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし(60日に1回)

\*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

### 災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 3大疾病、7大生活習慣病は以下のとおりです。  
3大疾病:がん・急性心筋梗塞・脳卒中  
7大生活習慣病:がん・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患

### 手術給付金について

- 手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金の型に応じて下表のとおりです。

#### 【手術Ⅰ型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍

#### 【手術Ⅱ型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 40倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍	

\*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間(同一手術期間)については、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。



ご注意

#### <各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

#### <手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。  
・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術  
・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術  
・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)  
・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

#### <骨髄移植給付金について>

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺については骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

#### <放射線治療給付金について>

- 放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

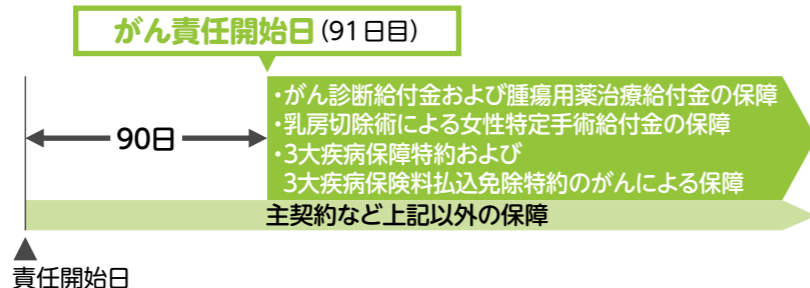
次ページに続く

# 6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

## がん責任開始日について



■がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障、乳房切除術による女性特定手術給付金の保障、3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



\*子宮摘出術および卵巣摘出術による女性特定手術給付金の保障については、責任開始期から開始されます。  
\*3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。

### <がん診断特約および抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合>

■がん責任開始日より前にがんが診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると見なされ、これらの特約は無効となります。

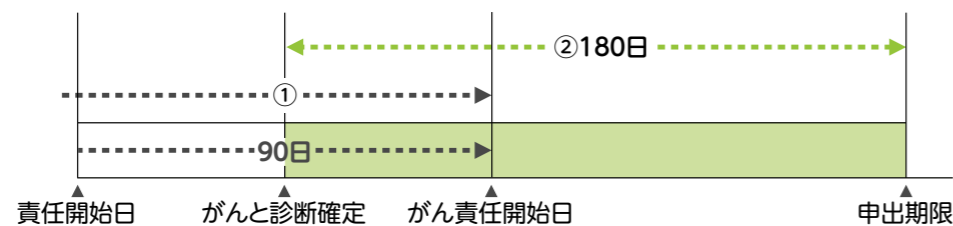
### <女性医療特約(18)、3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合>

■がん責任開始日より前にがんが診断確定されていた場合(①)で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から女性医療特約(18)、3大疾病保障特約または3大疾病保険料払込免除特約の無効のお申出\*があったときは、お申出のあった特約を無効とします。なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんが診断確定されても、継続した特約の乳房切除術による女性特定手術給付金および3大疾病保険金はお支払いせず、または保険料のお払込みを免除しません。

\*特約または復活の無効のお申出

\*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

\*無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。



## がん診断特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回 がん責任開始日以後に初めてがんと診断確定されたとき</li> <li>2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始されたとき*</li> </ul>	がん診断給付金額	通算限度なし(2年に1回)

\*直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。  
\*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

## 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
腫瘍用薬治療給付金	がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院または通院(往診を含む)をされたとき	腫瘍用薬治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、腫瘍用薬治療給付金額	通算限度なし(同一月に1回)

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。  
\*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院については、薬剤料の算定対象となる治療を受けられた日または処方せん料の算定対象となる処方せんを発行された日を入院をされた日として取り扱います。



■腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となる腫瘍用薬は、被保険者が入院または通院をされた時点において、日本標準商品分類における腫瘍用薬に分類される医薬品のみとなります。

**ホルモン剤および生物学的製剤はお支払いの対象となりません。**

\*ホルモン療法・内分泌療法などの治療法にかかわらず、そのがん治療に公的医療保険制度の対象となる腫瘍用薬が用いられた場合はお支払いの対象となります。(ホルモン療法などでも、腫瘍用薬が用いられる場合もありますのでご注意ください。)

医薬品の分類	主な目的	主な医薬品の名称(使用されるがんの部位例)
腫瘍用薬	がん細胞を破壊すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シスプラチン(肺がんなど)</li> <li>●フルオロウラシル(大腸がんなど)</li> <li>●カルボプラチン(卵巣がんなど)</li> <li>●タモキシフェン(乳がんなど)</li> </ul>
ホルモン剤	ホルモンバランスに影響を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リュープロレリン(乳がんなど)</li> <li>●ゴセレリン(前立腺がんなど)</li> </ul>
生物学的製剤	免疫機能に影響を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乾燥BCG日本株(膀胱がんなど)</li> <li>●インターフェロンα(白血病など)</li> </ul>

\*2019年3月現在の「日本標準商品分類」における医薬品の分類を適用

- 医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる処方せん料の算定対象となる通院をされた場合で、その処方せんにもとづく腫瘍用薬の支給を受けていないときは、腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 腫瘍用薬治療給付金のお支払いは、お支払理由が生じた日の属する月ごとに1回となります。

## 入院一時給付特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	継続した1回の入院につき、入院一時給付金額

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされる場合は、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。**

## 7大生活習慣病入院特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
7大生活習慣病入院給付金	7大生活習慣病により1日以上入院されたとき	7大生活習慣病入院給付日額×入院日数	<p>&lt;主契約に3大疾病入院無制限給付特約が適用されている場合&gt;                      継続した1回の入院につき120日型は120日分、180日型は180日分。通算では1000日分。                      3大疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。</p> <p>&lt;主契約に7大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されている場合&gt;                      支払日数無制限でお支払いします。</p> <p>&lt;主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合&gt;                      継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。</p>

- 3大疾病、7大生活習慣病は以下のとおりです。  
 3大疾病:がん・急性心筋梗塞・脳卒中  
 7大生活習慣病:がん・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 主契約に3大疾病入院無制限給付特約またはがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合、直前の7大生活習慣病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合、7大生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。**

## 女性医療特約(18)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性疾病入院給付金	責任開始期以後に発病した女性疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	<p>&lt;主契約に3大疾病入院無制限給付特約または7大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されている場合&gt;                      継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。                      ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。</p> <p>&lt;主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合&gt;                      継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。</p>
女性特定手術給付金	次のいずれかの手術を受けられたとき 【乳房切除術】 がん責任開始日以後に診断確定されたがんにより乳房切除術を受けられたとき 【子宮摘出術】 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき 【卵巣摘出術】 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×30倍	通算限度なし
乳房再建術給付金	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×100倍	1乳房につき1回

### ●女性疾病の例

すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん など
女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症、異常分娩(例:帝王切開) など
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血、低血圧症、リウマチ、膀胱炎、胆石症、メニエール病、骨粗しょう症 など

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。  
 \*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。

次ページに続く





ご注意

■同一の契約において、女性医療特約(18)と女性疾病入院特約を重複して付加することはできません。

<女性特定手術給付金について>

- 同一の乳房に対する乳房切除術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 子宮摘出術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 卵巣摘出術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 異常分娩による手術、検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術、卵管形成術などはお支払いの対象となりません。

<乳房再建術給付金について>

- 乳房再建術給付金のお支払いは1乳房につき1回を限度としています。
- 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術はお支払いの対象となりません。

女性疾病入院特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性疾病入院給付金	女性特定疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	<主契約に3大疾病入院無制限給付特則または7大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合> 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。 ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 <主契約にがん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合> 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。

●女性特定疾病の例

すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん など
女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症、異常分娩(例:帝王切開) など

- がんには上皮内がんを含みます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合、女性疾病入院給付金の支払日数が通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。



ご注意

■同一の契約において、女性医療特約(18)と女性疾病入院特約を重複して付加することはできません。

通院治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
通院治療給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院の原因が、がん以外のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ②入院の原因が、がんのときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて5年以内の期間	通院治療給付日額×通院日数	①入院の原因が、がん以外のときは、継続した1回の入院につき30日分。通算では1000日分。 ②入院の原因が、がんのときは、がんによる通院対象期間中の通院については、継続した1回の入院に対する通院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。
通院治療一時給付金	通院治療給付金の支払われる通院をされたとき	1回の通院対象期間につき、通院治療一時給付金額	—

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 継続した1回の入院とみなされる場合は、次のとおりとします。
  - ・2回以上の入院のうち主契約の入院給付金が支払われる最後の入院の退院日をお支払理由に定める退院日とします。
  - ・最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、入院の直接の原因の治療を目的として通院されたときは、その通院については、1回の通院対象期間中の通院とみなします。
  - ・通院治療一時給付金は1回分のみお支払いします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。



ご注意

- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、通院治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の「不慮の事故による傷害」または「疾病」の治療を目的とした1回の通院の場合、通院治療給付金は重複してお支払いしません。
- 入院している日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院治療給付金をお支払いしません。

備えるポイント

商品の特徴

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

## 先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

- 先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

## 3大疾病保障特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、3大疾病保険金(一時金)をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払理由		お支払金額
3大疾病保険金	がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき	3大疾病保険金額
	急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき	
	脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき	

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。  
\*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 3大疾病保険金をお支払いした場合は、3大疾病保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。
- 急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞により死亡された場合は、死亡された時に3大疾病保険金のお支払理由に該当する診断があったものとみなします。
- 脳卒中の初診日からその日を含めて60日以内に脳卒中により死亡された場合は、死亡された時に3大疾病保険金のお支払理由に該当する診断があったものとみなします。

## 終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

- 高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。



ご注意

- 同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
- 死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

## 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
介護保険金	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき	死亡保険金額と同額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

●介護保険金または高度障害保険金をお支払いした場合は、介護保険金または高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。



ご注意

- 同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
- 死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

## 3大疾病保険料払込免除特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)のお払込みを免除します。

3大疾病	保険料のお払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき
脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認められます。  
\*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

## リビング・ニーズ特約

●余命6か月以内と判断されるとき、終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の合計額の全部または一部を前払請求することができます。

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額*から、対応する6か月分の利息および特約の保険料相当額を差し引いた金額

\*特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。

・請求日における終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額の合計額・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)

- この特約を付加する場合には、同一のご契約に終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が付加されていることを要します。主契約に付加された終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が消滅した場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。**リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。**
- リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり」の[特約について]をご確認ください。



ご注意

- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金、介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。
- 同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。

## 7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。  
\*3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、51ページをご確認ください。

## 8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

## 9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金や死亡保険金はありません。  
ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。
- 主契約に付加された特約(終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を除く)は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。ご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

## 10 法令などの改正に伴うお支払理由などの変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金、放射線治療給付金、腫瘍用薬治療給付金、女性特定手術給付金、先進医療給付金、先進医療一時給付金または3大疾病保険金のお支払理由または3大疾病保険料払込免除特約における保険料の払込免除理由を変更することがあります。
- メディケア生命は、日本標準商品分類が変更される場合など、抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約の給付にかかわる腫瘍用薬に関する変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、腫瘍用薬治療給付金のお支払理由を変更することがあります。
- メディケア生命は、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払理由を変更することがあります。

## 11 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」[約款]をご確認ください。

## MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

備えるポイント

商品の特長

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

特にご注意  
いただきたい事項

## 注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

## 1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

### 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

### 生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
  - ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
- また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

## 2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

### お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。
- 健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品を販売しております。詳しくは募集代理店またはメディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

## 3 ご契約の保障が開始される時期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時<sup>※1</sup>または告知が行われた時<sup>※2</sup>のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

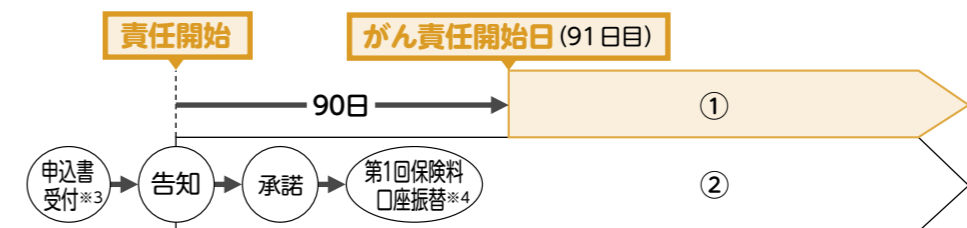
①	・がん診断給付金、腫瘍用薬治療給付金および乳房切除術による女性特定手術給付金の保障 ・3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障
②	主契約など上記以外の保障

※1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

### 保障開始の例

#### 第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※3 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※4 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

\*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

### 生命保険募集人について

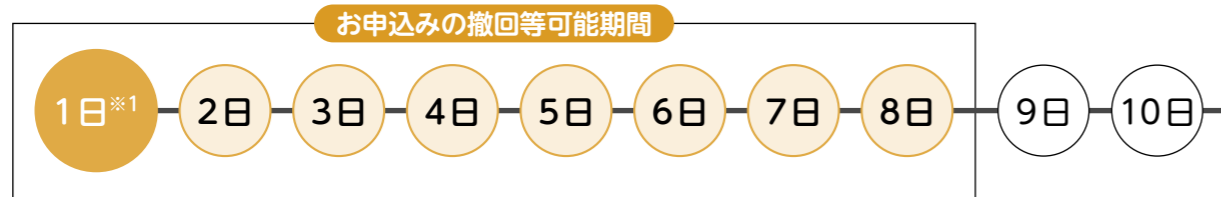
- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

\*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

## 4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

### お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

### 撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日※2または注意喚起情報の交付日※3のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名(カナ氏名もご記入ください)
- ②被保険者の氏名(カナ氏名もご記入ください)
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名  
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

\*証券番号がお分かりになる場合は、あわせてご記入ください。

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

●ご契約の内容変更の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

#### <記入例> \*書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中  
証券番号 12345678901  
申込者 目出 太郎  
被保険者 目出 太郎  
生年月日 ●年●月●日  
住所 〒135-0033  
東京都江東区深川〇-〇-〇  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
保険商品名 充実メディフィット  
募集代理店名 〇〇代理店

#### ■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。  
〇年〇月〇日  
目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

- (例)・商品内容を再検討したいため。  
・家族からの反対があったため。  
・他社の保険に加入するため。  
・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。 メディケア生命コールセンター <b>0120-877809</b> 受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く) 土・日: 午前9時～午後5時
------	---

## 5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

### 給付金などをお支払いできない場合の例

#### ●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。

#### ●がん診断特約または抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約が付加されている場合で、がん責任開始日前にがんと診断確定されていたことにより特約が無効となった場合

\*がんの診断確定については「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]、無効については「ご契約のしおり」の[特約について]をご参照ください。

#### ●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

#### ●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

#### ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

#### ●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)

#### ●給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

## 6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

### 第1回保険料猶予期間満了による無効について

●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

\*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

## 7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険料について」をご参照ください。

### 失効について

- 保険料払込期中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります(失効)。失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。
- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。)

## 8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合、解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合\*の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。ただし、保険料払込期間が満了しても、保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。  
\*保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはありません。
- 上記以外の特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

## 9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金があります。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)以外の特約は、保険期間を通じて死亡保険金がありません。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人などに、事前にご契約内容などについてご説明ください。

## 10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構について」をご参照ください。

### 削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険 契約者 保護機構	TEL <b>03-3286-2820</b> 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <a href="http://www.seihohogo.jp/">http://www.seihohogo.jp/</a>
---------------------	---

## 11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」「その他の諸手続きについて」をご参照ください。

### 不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たにご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
- 新たなご契約と現在のご契約の保険料計算利率(予定利率)などは異なることがあります。なお、保険料計算利率(予定利率)の低下などにより、保険料が高くなる場合があります。  
\*保険料計算利率(予定利率)については、「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

## 12 メディケア生命の組織形態について

### メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

## 13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもらなく ご請求いただくために、複数の給付金などの お支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などのご請求手続きについて][給付金などをもらなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

### ご請求される時には

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



### ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

## 14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、 被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された 指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

### 指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
  - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

### 円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

## 15 その他お申込みにあたって ご確認ください事項について

### ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
  - ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- \*電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

### 領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

## 16 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

### 確認について


- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。



# 17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

●メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間 月～金：午前9時～午後7時  
土・日：午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

## 生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

# 18 この商品は預金ではありません。

## この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

# 19 税務のお取扱いについて

## 生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- お払い込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり控除の種類が異なります。

対象となる保険料	控除の種類
終身保険特約(低解約返戻金型)、 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	一般生命保険料控除
主契約、上記以外の特約	介護医療保険料控除

## 給付金などの税法上のお取扱いについて

### 死亡返還金・死亡保険金のお取扱い

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金・死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取扱い
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

- 受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
- 一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

### 非課税扱いの特典について

- 被保険者が受け取られる次の給付金などは、全額非課税となります。

・災害入院給付金	・入院一時給付金	・先進医療給付金
・疾病入院給付金	・7大生活習慣病入院給付金	・先進医療一時給付金
・手術給付金	・女性疾病入院給付金	・3大疾病保険金
・骨髄移植給付金	・女性特定手術給付金	・介護保険金
・放射線治療給付金	・乳房再建術給付金	・高度障害保険金
・がん診断給付金	・通院治療給付金	・リビング・ニーズ保険金
・腫瘍用薬治療給付金	・通院治療一時給付金	

\*税務のお取扱いは、2019年3月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

MEMO

Blank lined memo area for page 65.

MEMO

Blank lined memo area for page 66.

備えるポイント

商品の特微

商品の概要

保障内容

参考データ

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報